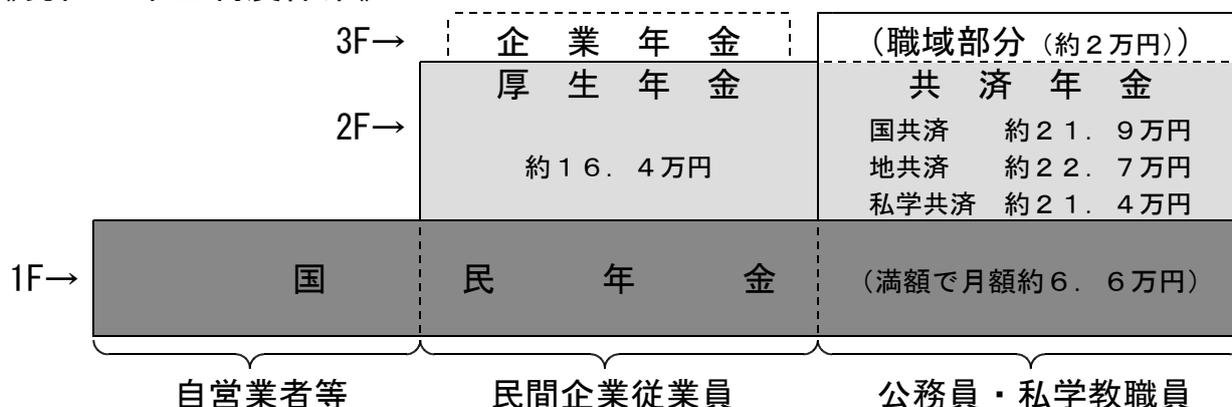


新年金制度に関する検討関係資料

現行の年金制度について

《現在の年金制度体系》



- (注) 1. 民間企業では、厚生年金の上乗せ（3階部分）として、各種企業年金が普及。
 2. 厚生年金と共済年金の額は、基礎年金（国民年金）を含んだ平成20年度末現在の平均年金月額（加入期間20年以上の場合）。
 3. 共済年金の額は3階部分（職域部分）を含んだ額。

<公的年金制度>

(平成21年3月末現在・保険料(率)は22年4月現在)

区分	加入者数 ① (万人)	老齢(退職)年金受給者数 ② (万人)	年金扶養比率 ①/②	積立金 (簿価・兆円)	積立比率	保険料率(対総報酬) (%)
厚生年金保険	3,444	1,324	2.60	124.0	4.5	15.704
国家公務員共済組合	105	67	1.58	8.6	6.3	15.154
地方公務員共済組合	295	175	1.69	39.5	10.1	15.154
私立学校教職員共済	47	11	4.49	3.4	9.9	12.584
被用者年金 合計	3,892	1,576	2.47	175.5	5.3	—
国民年金	6,853	2,690	2.55	7.7	3.5	第1号被保険者の保険料 月額 15,100 (円)
		(第1号被保険者) 2,001 (第2号被保険者) 3,809 (第3号被保険者) 1,044				

- ※ 国民年金
- 第1号被保険者（自営業者等）
 - 第2号被保険者（民間企業従業員、公務員、私学教職員）
 - 第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）

新年金制度に関する検討会の設置について

平成 22 年 3 月 8 日
内閣総理大臣決裁
平成 22 年 6 月 21 日
一 部 改 正

1. 新しい年金制度について検討するため、新年金制度に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。
2. 検討会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議 長	内閣総理大臣
議 員	内閣官房長官
	国家戦略担当大臣
	総務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	年金改革担当大臣
	公務員制度改革担当大臣
	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	内閣総理大臣の指名する内閣官房副長官
事務局長	国家戦略室長
3. 検討会の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. その他、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

新年金制度に関する実務者検討チーム
メンバー

座長 国家戦略室長

内閣官房国家戦略室参事官

同 企画調査官

内閣官房副長官補室審議官

厚生労働省年金局長

総務省自治行政局公務員部長

財務省主計局次長

文部科学省高等教育局私学部長

新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ） 概要 ①

～ 安心・納得の年金を目指して ～

<我が国社会経済の変化と見通し>

過去(1970年頃)

- ・人口1億400万人で増加中
- ・平均寿命は男69歳・女75歳
- ・65歳以上のお年寄りは人口の7%
- ・8.5人の現役世代に高齢者1人
- ・出生数は年190万人、15歳未満の子どもは人口の24%
- ・3世代世帯は16%、一人暮らしの単身世帯は20%
- ・専業主婦世帯のほうが多い
- ・初婚年齢は男27歳・女24歳
- ・生涯未婚者は男2%・女3%
- ・離婚件数は9万6千件

- ・労働力人口は5150万人で増加中
- ・第1次産業従事者が4割弱、自営業主が3割弱

- ・家業を継いで自営業者を営む、一つの会社で働き続けるといった「標準的なライフコース」が想定でき、「人生の予測」がしやすい

現在

- ・人口は1億2700万人でピーク
- ・平均寿命は男79歳・女86歳
- ・65歳以上のお年寄りは22%
- ・3人の現役世代に高齢者1人
- ・少子化が進行し、出生数は年107万人、15歳未満の子どもは13%
- ・3世代世帯は7%、一人暮らしの単身世帯は30%
- ・共働き世帯のほうが多い
- ・初婚年齢は男30歳・女29歳
- ・生涯未婚者は男16%・女7%
- ・離婚件数は25万3千件

- ・労働力人口は6800万人でピーク
- ・第1次産業従事者は5%未満、自営業主は1割まで減少
- ・若年者の非正規雇用が増大
- ・転職が増加

- ・「標準的なライフコース」がたどりにくく、「人生の予測」が難しい

未来(2050年頃)

- ・人口は1億人未満まで減少
- ・平均寿命はさらに伸長
- ・65歳以上のお年寄りが4割以上
- ・少子化はさらに進行し、出生数は年50万人未満、15歳未満の子どもは9%まで減少
- ・一人暮らしの高齢者世帯がますます増加
- ・生涯未婚者は男30%・女23%に増加

- ・労働力人口の減少が不可避。女性や高齢者など誰もが意欲と能力に応じて働ける社会づくりが必要
- ・グローバル化、サービス化、IT化などで働き方が一層変化。若年層の雇用安定が課題

- ・「人生の予測」が難しくなったことに伴い、老後への不安も高まる

新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ） 概要 ②

～ 安心・納得の年金を目指して ～

<新たな年金制度創設の必要性>

- 職業によって制度が分立しているため、制度間格差や移動手続が面倒といった問題が発生
- 国民年金の未納・未加入問題は深刻で、老後の低年金・無年金につながるおそれ



現行制度を存続することは困難であり、新たな年金制度を創設することが必要
社会保障・税に関わる番号制度や、様々な分野の制度との整合性を図りながら、新年金制度を創設

<新年金制度の基本原則>

① 年金一元化の原則

全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

② 最低保障の原則

最低限の年金額の保障があること

③ 負担と給付の明確化の原則

負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

④ 持続可能な原則

将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

⑤ 「消えない年金」の原則

年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

⑥ 未納・未加入ゼロの原則

年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

⑦ 国民的議論の原則

国民的な議論の下に制度設計を行うこと

新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）

～ 安心・納得の年金を目指して ～

平成22年6月29日
新年金制度に関する検討会

1. 我が国社会経済の変化と見通し

現在の年金制度の基礎ができたのは1960～70年頃ですが、その当時と現在では我が国の社会経済の姿は大きく異なってきています。

また、年金制度は、およそ40年もの間保険料を納め、その後の長い老後の間、年金を受け続けるという長期的な制度ですので、年金の改革に当たっては、将来の社会経済の姿がどうなるかということも考え合わせながら、検討していかなければなりません。

※ [] 内のページ数は別添の参考資料の関連ページ。

（1）人口構造等の変化

（人口減少社会の到来）

- 日本の総人口は、1970年当時は1億400万人でしたが、現在では1億2700万人を超えています。しかし、一貫して増加していた人口は、2005年に戦後初の減少に転じ、今後も人口減少が進み、およそ35年後には1億人未満にまで減少すると見込まれています。[P2～3]

（長寿化・高齢化）

- 日本人の平均寿命は、1970年当時男性69歳、女性75歳でしたが、現在では男性が79歳、女性が86歳となっており、男女とも10歳以上長生きをするようになっています。現在、日本は世界最高の長寿国です。

高齢化率（65歳以上の人口割合）も、1970年当時は7%でしたが、現在ではその3倍の22%程度になっており、さらに2050年頃には40%台にまで上昇します。[P2、P4～5]

- 日本の将来は、このような超高齢人口減少社会の到来が避けて通れないものとなっており、これを前提として、社会や経済の仕組みを考えていかなければなりません。

(少子化の進行)

- 1年間に生まれる赤ちゃんの数は、1970年当時190万人でしたが、2009年には107万人程度まで減少しており、さらに2050年には48万人程度まで減少するとの推計がなされています。

また、0～14歳の子どもの人口割合は、1970年当時は24%でしたが、現在では13%台まで低下しており、さらに2050年には9%まで低下すると推計されています。[P2、P6]

- 1970年には8.5人の現役世代で1人の高齢者を支える人口構造であったものが、現在では3人で1人を、さらに2055年には1.2人で1人を支える姿になると想定されています。世代間の支え合いの仕組みである年金制度にとって、少子化への対応は重要な課題です。[P3]

少子化の背景には、仕事と子育ての両立が困難という問題のほか、若年世代の経済的不安定化などの問題があることが指摘されており、子育て支援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの取組みを進めることが求められています。

(世帯の状況)

- 世帯の状況を見ると、1970年当時、夫婦と子どもと親が含まれる世帯（3世代世帯）は16%ありましたが、現在では7%まで減少しており、子が歳をとった親と同居して暮らすことは少なくなっています。[P8]

- また、世帯主が65歳以上の世帯のうち一人暮らしの世帯は、1980年当時20%でしたが、2005年には28%となっており、さらに2030年頃には38%に達すると見込まれており、老後を一人で暮らすお年寄りは、今後ますます増えていきます。[P9]

- 1980年における男性雇用者と無業の妻からなる世帯数は1114万世帯、雇用者の共働き世帯は614万世帯でしたが、1990年代に逆転し、現在では、前者が825万世帯、後者が1011万世帯となっています。[P10]

(婚姻の状況)

- 結婚についてみると、1970年当時は男性が26.9歳、女性が24.2歳で結婚（初婚）していましたが、現在では男性が30.2歳、女性が28.5歳になって

おり、結婚する時期が4歳程度遅くなっています。また、生涯未婚という人は1970年当時男性1.70%、女性3.34%でしたが、現在では男性が15.96%、女性が7.25%で、男女とも結婚しない人が増加しています。さらに、2030年には、男性が29.5%、女性が22.6%にまで上昇すると見込まれています。

[P11~12]

- 一方、離婚件数は、1970年当時9万6千件であったものが、現在は25万3千件で2.5倍以上に増加しており、人口千人に対して離婚した人の数（離婚率）は0.93人から2.01人に増え、当時と今を比較すると2倍以上の人が離婚している計算となります。また、現在では、1日に結婚する夫婦が約2000組であるのに対し、1日に離婚する夫婦は約700組に達しています。[P11]

（2）働き方の変化

（労働力人口の将来推計）

- 日本の労働力人口（就業している人と失業者の合計）は、1970年に5150万人でしたが、増加を続けて1998年には6800万人でピークに達し、以後は減少傾向になっています。そして今後も、高齢者や女性の労働市場への参加が進まなければ、2030年には5580万人まで減少すると推計されています。

活力ある経済社会を維持していくためには、女性や高齢者をはじめ、すべての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備に努めることが重要です。[P14~16]

（産業構造の変化）

- 昭和30年代半ば頃には、第1次産業で就業する人が4割弱を占めていましたが、現在では5%にも満たないところまで減少し、代わりにサービス業等の第3次産業で働く人が増えています。

また、その当時、自営業主は有業者の3割弱を占めていましたが、現在では1割程度まで減少しており、企業等で雇用される者が有業者の大多数を占めています。

このように、国民年金制度が発足した当時に主たる対象者として考えられていた自営業者は数が大幅に減少し、代わりに企業等で働く人々のうち厚生年金保険に加入できない臨時雇用者などが国民年金に流入しています。その結果、現在では、国民年金加入者のうち4割近くは非正規労働者等の被用者で占められています。[P17~18]

(非正規雇用の増加)

- グローバル化、サービス化、IT化等に伴う先進国共通の問題として、安定した収入を得られるような正規雇用が減少しており、現在では労働者の3人に1人が非正規労働者となっています。[P19]

雇用形態が多様化している中で、働き方の実態は正社員と差がないにもかかわらず、社会保障や労働法制の適用に関して正社員と同様の取扱いを受けられないというケースが生じているという問題もあります。

また、日本の企業は、新規学卒者を一括採用して育てていく慣行を中心としているため、若者の側からみると、学卒時に就職に失敗すると後々まで尾を引くおそれが大きいとの問題もあります。

- 非正規雇用者の割合を見ると、特に10代から20代前半の若年層では、1990年代から2000年代の初めにかけて2割程度から4割超へと大きく増加しています。

非正規雇用者等は、技術や技能形成の機会が得られず、賃金が上がらないまま歳をとった結果、老後の年金額も低くなってしまっておそれがあります。

[P20~21]

(転職の増加)

- 若者や女性を中心に、転職をする人が増加(特に、女性の転職者比率は1980年代以降倍増)しており、個人にとっても企業・産業にとっても、生涯を通じて学習や職業訓練等を行うことが重要になっています。[P22]

(難しくなる人生設計)

- 家業を継いで自営業を続けたり、一つの会社で引退するまで働き続けたりというような、これまでに年金制度が前提としてきたような標準的ライフコースをとることはむしろ少なくなっていると考えられます。

こうした結果、特に若い世代を中心に、仕事や家族に関し自分のライフコースがどうなるかという「人生の予測」が困難になっており、老後の暮らしに対する不安も高まっています。

2. 新たな年金制度創設の必要性

(社会保障と就労支援)

- 以上のように社会経済の姿が大きく変化している中、これからの社会保障のあり方としては、基本的に、国民の暮らしを確実に支えつつ、人々の就労を支援し促進するという方向を目指すべきであると考えられます。

(非正規労働者には対応できない国民年金)

- 現在の年金制度は、製造業等で働く正社員、農林漁業者や自営業者といった、かつての我が国における典型的な職業を念頭に置いてつくられています。

しかし、国民年金制度が発足してから半世紀が経過して、年金制度を取り巻く環境は大きく変化しました。特に、人々の働き方が大きく変化し、転職する人などが増えた結果、制度間の格差や制度を移る際の面倒な手続などの問題が生じています。

- 年金保険料の事業主負担を嫌って企業が正社員ではなくパートやアルバイトを雇用する傾向にあるなど、年金制度が就労に影響を与えている側面もあります。非正規労働者が国民年金に流入した結果、本来想定されていた自営業者等は国民年金加入者の3割を切るところまで減少し、逆に、4割近くは非正規労働者等で占められるようになり、国民年金は、あたかも不安定な雇用者のための年金制度のようになっています。[P18]

このような人は、老後、自営業者並みの給付（国民年金だけの場合、老齢基礎年金の平均月額約4.85万円）しか受けられないため、安定した老後を送るための収入としては魅力が乏しく、若いうちに保険料を納める意欲も低下しがちです。

(深刻な未納・未加入問題)

- 低賃金の非正規労働者や失業者のような負担能力が乏しい人にとって、国民年金の定額の保険料は支払いが困難であることに加えて、年金記録問題などによって、年金制度に対する国民の信頼も失われてきていることから、平成20年度における国民年金保険料の納付率は62%に落ち込むなど、国民年金の未納・未加入の問題が深刻になっています。[P26]

- 保険料を納めなければ、老後に低年金者または無年金者となって、貧困に陥るおそれ大きいと考えられます。現に、これから保険料を納めても年金を

受給できない無年金見込み者を含めたいわゆる無年金者は、現在最大118万人いると推計されています。[P27]

(新たな年金制度の創設が必要)

- 少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。

また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる、真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。

そのためには、制度が分立し、累次の改正で複雑化して一般の国民が理解することが困難になっている現在の年金制度を存続させることは困難であり、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。

(改革に当たっての留意事項)

- 現行制度から新制度への切り替えに当たって、新制度の給付は新制度発足以降の期間を対象とするわけですので、現行制度のもとで支払われた保険料に対応する給付（過去期間分給付）とは別に考えることとなります。そのための費用をどのように取り扱うかについては、旧制度と新制度をいったん明確に区分した上で、その負担をどのように分かち合うべきかを検討したほうが、負担に対する理解が得られやすいと考えられます。
- 年金は国民生活に深く関わる重要な制度であることからすれば、生活保護など他の社会保障制度、税制、雇用・労働政策、子育て支援、住宅政策など幅広い分野の制度との整合性を図りながら改革を進める必要があります。
このような意味で、新たな年金制度の創設に取り組むことは、幅広い社会制度の見直しにつながる「改革の突破口」と言えます。
- さらに、以上のような新たな年金制度を構築するためには、現在、政府において検討を進めている、社会保障と税に関わる番号制度の導入が不可欠です。

3. 新年金制度の基本原則

以上のような背景や観点を踏まえて、新たな年金制度の基本原則は、次のよ

うなものとしします。

なお、今後、新たな年金制度については、超党派で国民的な議論を行っていくべきものですので、この基本原則も、最初から、個別具体的な内容を定めるのではなく、新たな年金制度が拠って立つべき基本的な考え方として、幅広い国民の皆さんに御理解いただけるようなものとしています。

具体的な制度の内容は、この基本原則について国民的な議論を行った上で、その議論の内容も踏まえながら、検討を進めていくこととしています。

1. 年金一元化の原則

全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

- ・ 違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度とします。この結果、仕事が変わっても年金制度が変わらず、面倒な手続も不要になります。
- ・ また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

2. 最低保障の原則

最低限の年金額の保障があること

- ・ 最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- ・ 人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。

3. 負担と給付の明確化の原則

負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

- ・ 公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。
- ・ また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分

のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組みとします。

4. 持続可能の原則

将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

- ・ これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- ・ また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

5. 「消えない年金」の原則

年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

- ・ 年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することにより、加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再発を防ぎます。

6. 未納・未加入ゼロの原則

年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

- ・ 保険料と税金を一体的かつ確実に徴収し、年金制度への未納・未加入ゼロを目指し、結果として無年金者をなくします。

7. 国民的議論の原則

国民的な議論の下に制度設計を行うこと

- ・ 年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、国民的な議論に基づき改革を進めます。

以上

新たな年金制度の基本的考え方について (中間まとめ)

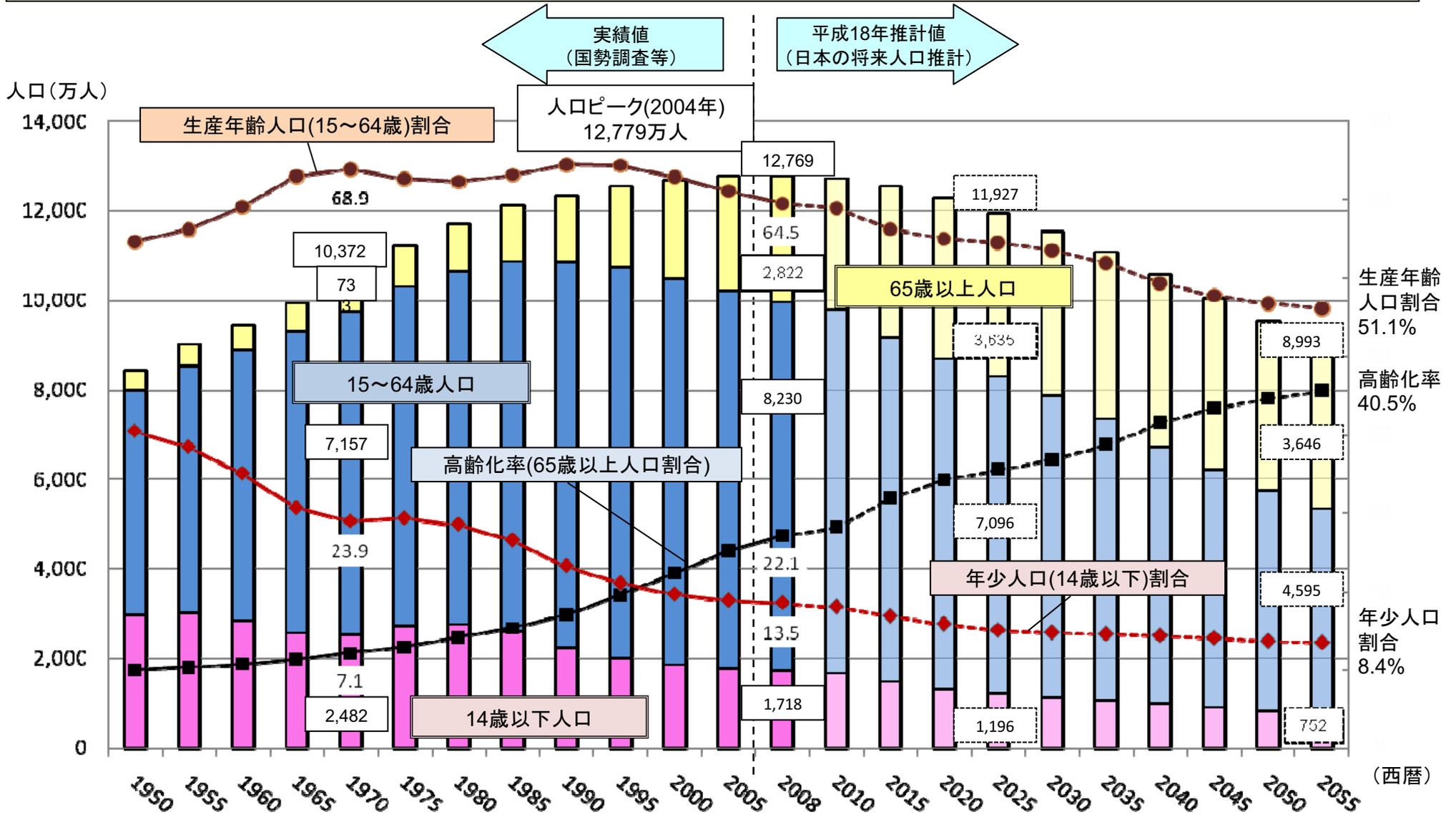
参 考 資 料

平成22年 6月 29日
新年金制度に関する検討会

人口・家族

我が国の人口の推移

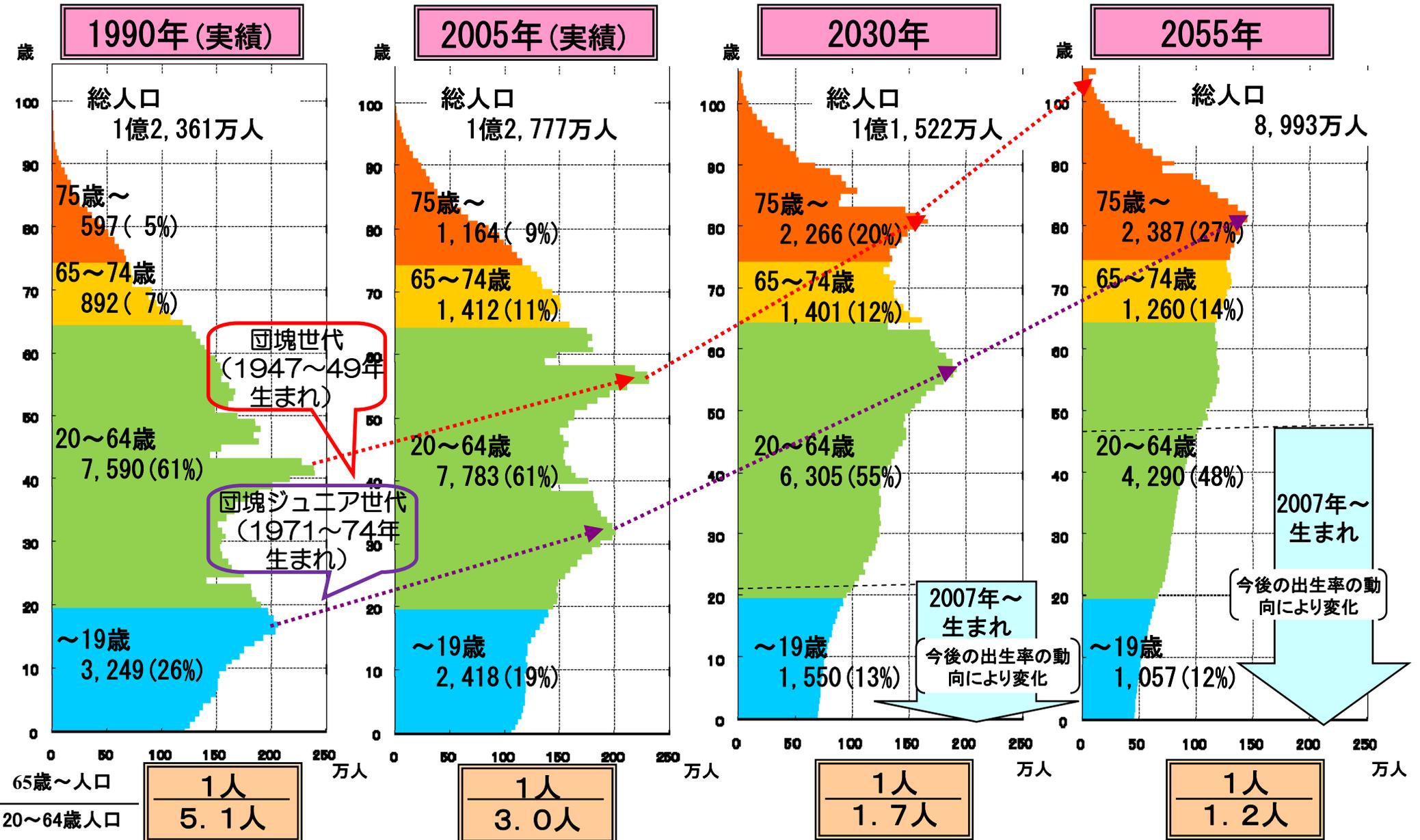
我が国の人口は2004年にピークを迎え、減少局面に入っている。2055年には9000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されている



資料出所: 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2008年は総務省統計局「推計人口(年報)」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

人口ピラミッドの変化 —平成18年中位推計—

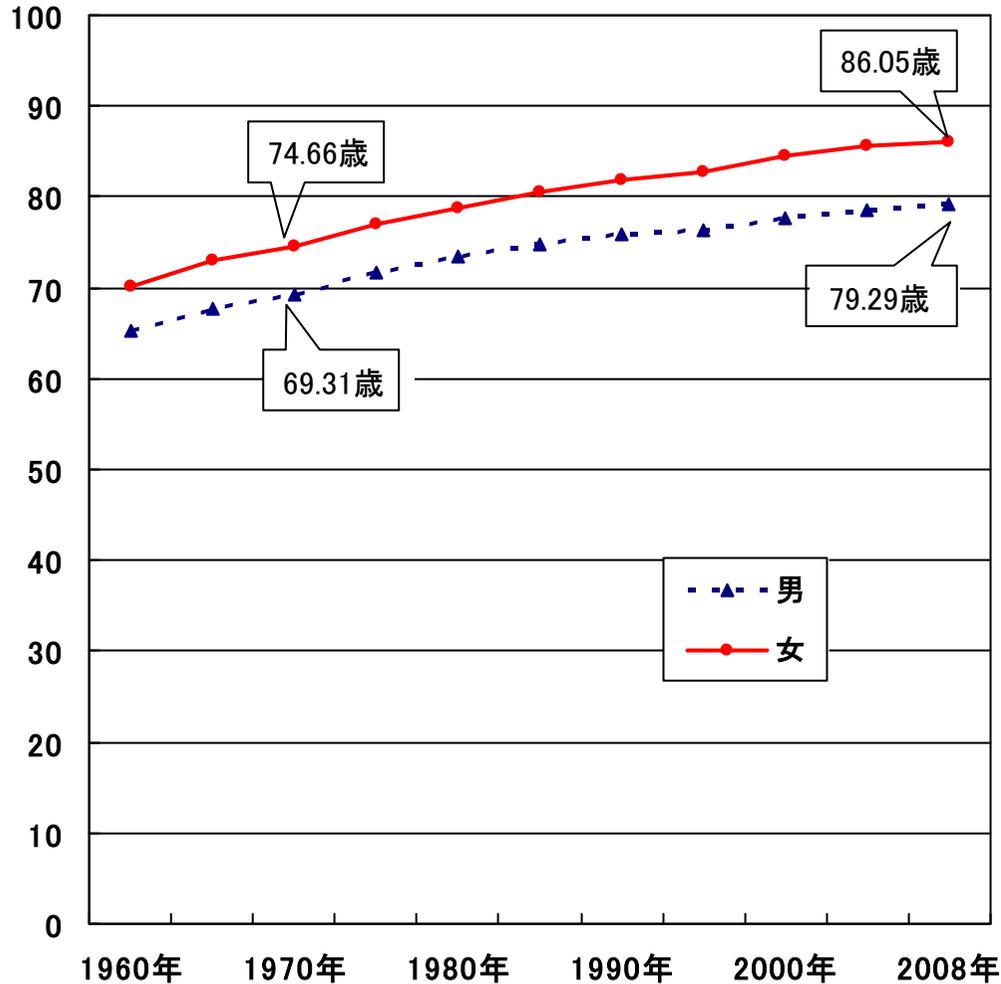
我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている姿になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える姿になると想定



注: 1990年及び2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

我が国の平均寿命

○ 平均寿命の推移

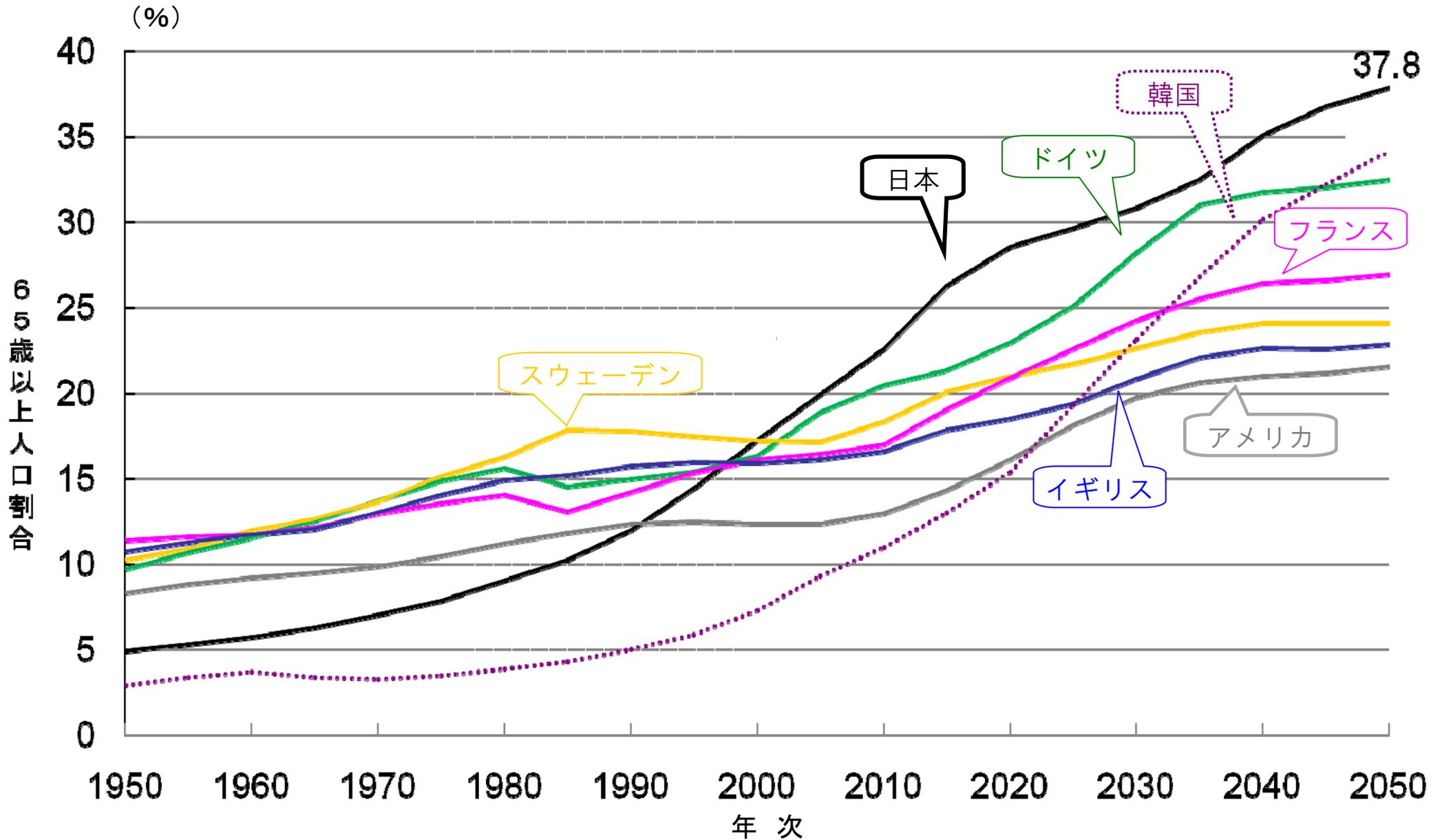


資料出所： 厚生労働省「平成20年簡易生命表」

○ 平均寿命の国際比較

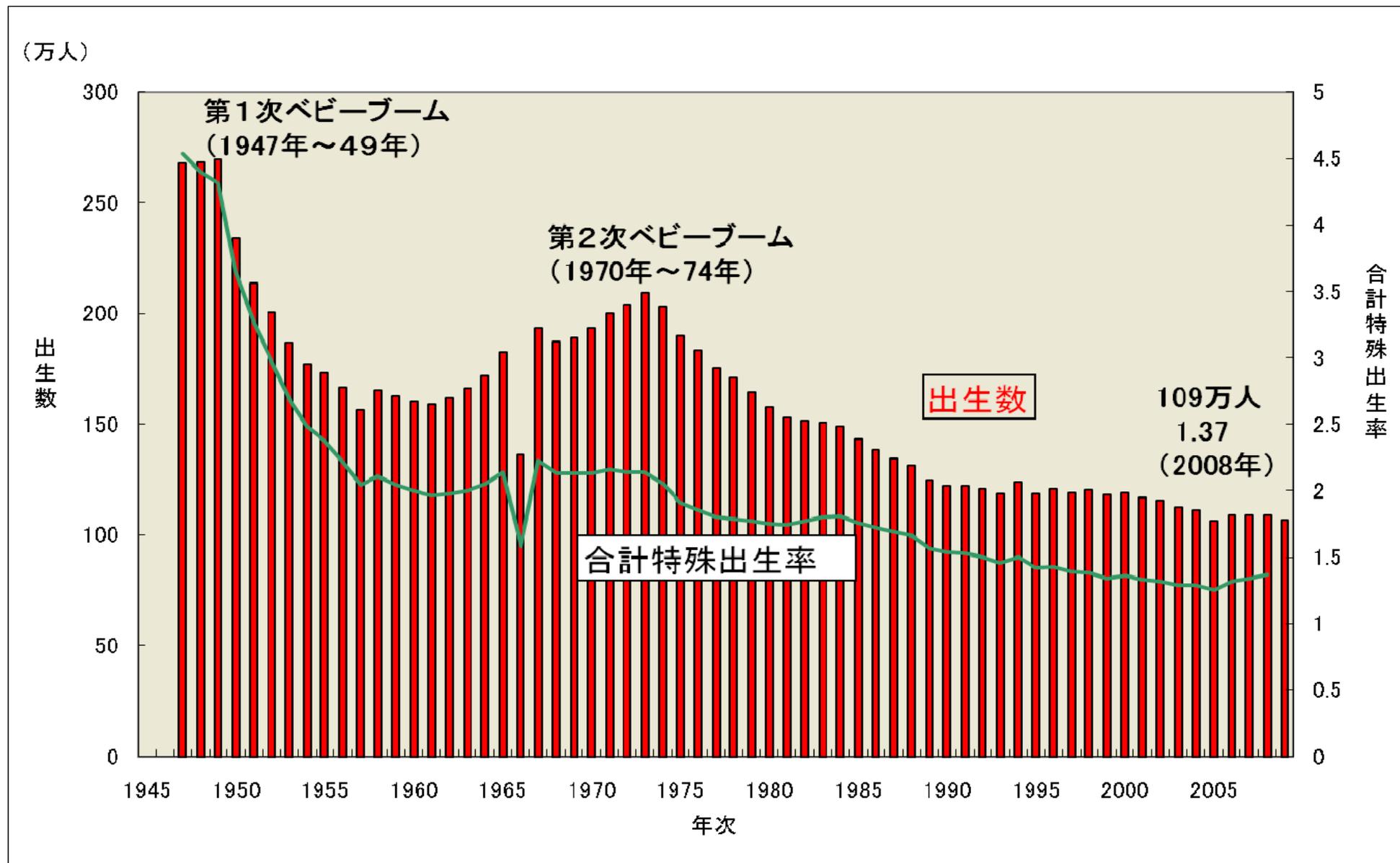
国名	作成基礎期間	男	女
日本	2008	79.29	86.05
カナダ	2005	78.0	82.7
アメリカ合衆国	2006	75.1	80.2
中国	2000	69.63	73.33
インド	2001-2005	62.3	63.9
韓国	2007	76.1	82.7
マレーシア	2007	71.7	76.5
シンガポール	2007	78.2	82.9
タイ	2002	69.9	74.9
フランス	2008	77.5	84.3
ドイツ	2005-2007	76.89	82.25
アイスランド	2008	79.6	83.0
イタリア	2006	78.44	83.98
ロシア	2006	60.4	73.2
スウェーデン	2008	79.10	83.15
イギリス	2005-2007	77.2	81.5
オーストラリア	2005-2007	79.0	83.7

諸外国の65歳以上人口割合の推移



資料出所： United Nations, World Population Prospects 2008

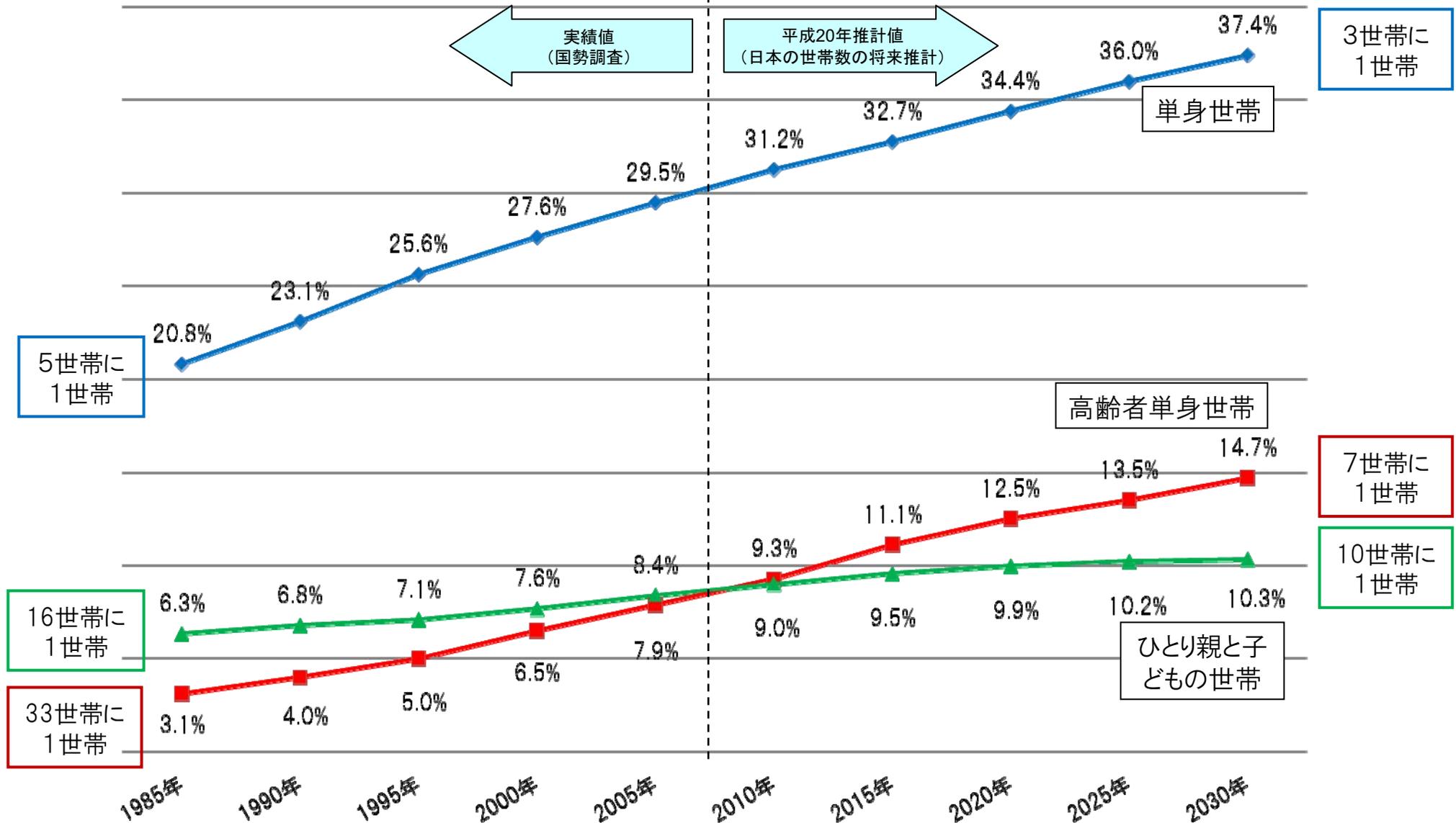
日本の出生数と合計特殊出生率の推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

世帯構成の推移と見通し

○ 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2030年で約4割に達する見込み。（全世帯数約4,906万世帯（2005年））

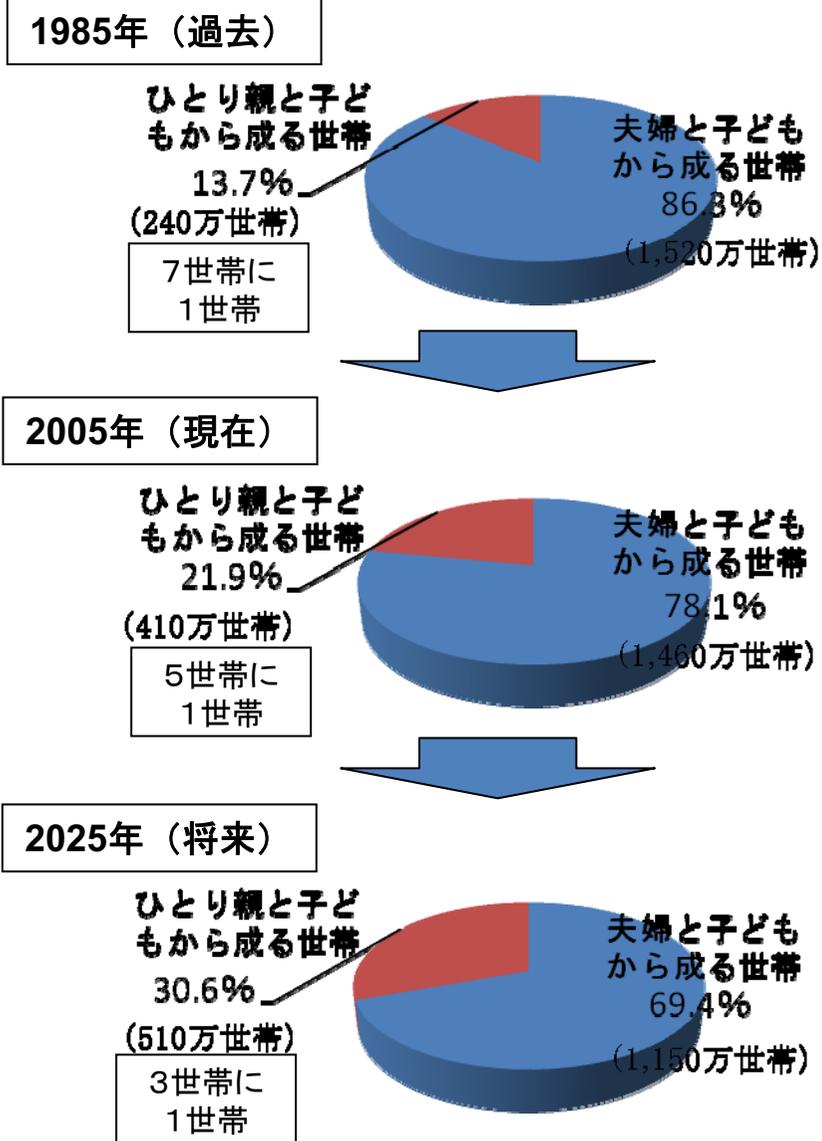


資料出所：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

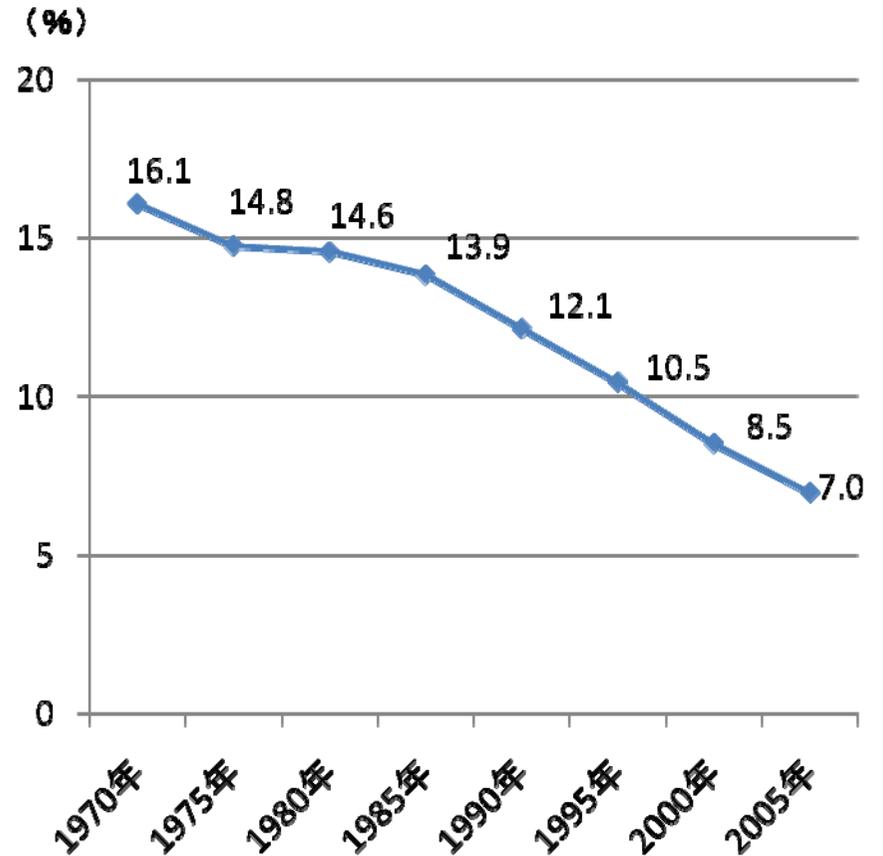
世帯状況の変化

- 子どもがいる核家族世帯のうち、ひとり親世帯の割合は、今後とも増加が予想されている。
- 3世代世帯（夫婦と子どもと親が含まれる世帯）の割合は減少している。

○ 子どもがいる核家族世帯に占めるひとり親世帯



○ 3世代世帯の割合



資料出所：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

高齢者の世帯形態の将来推計

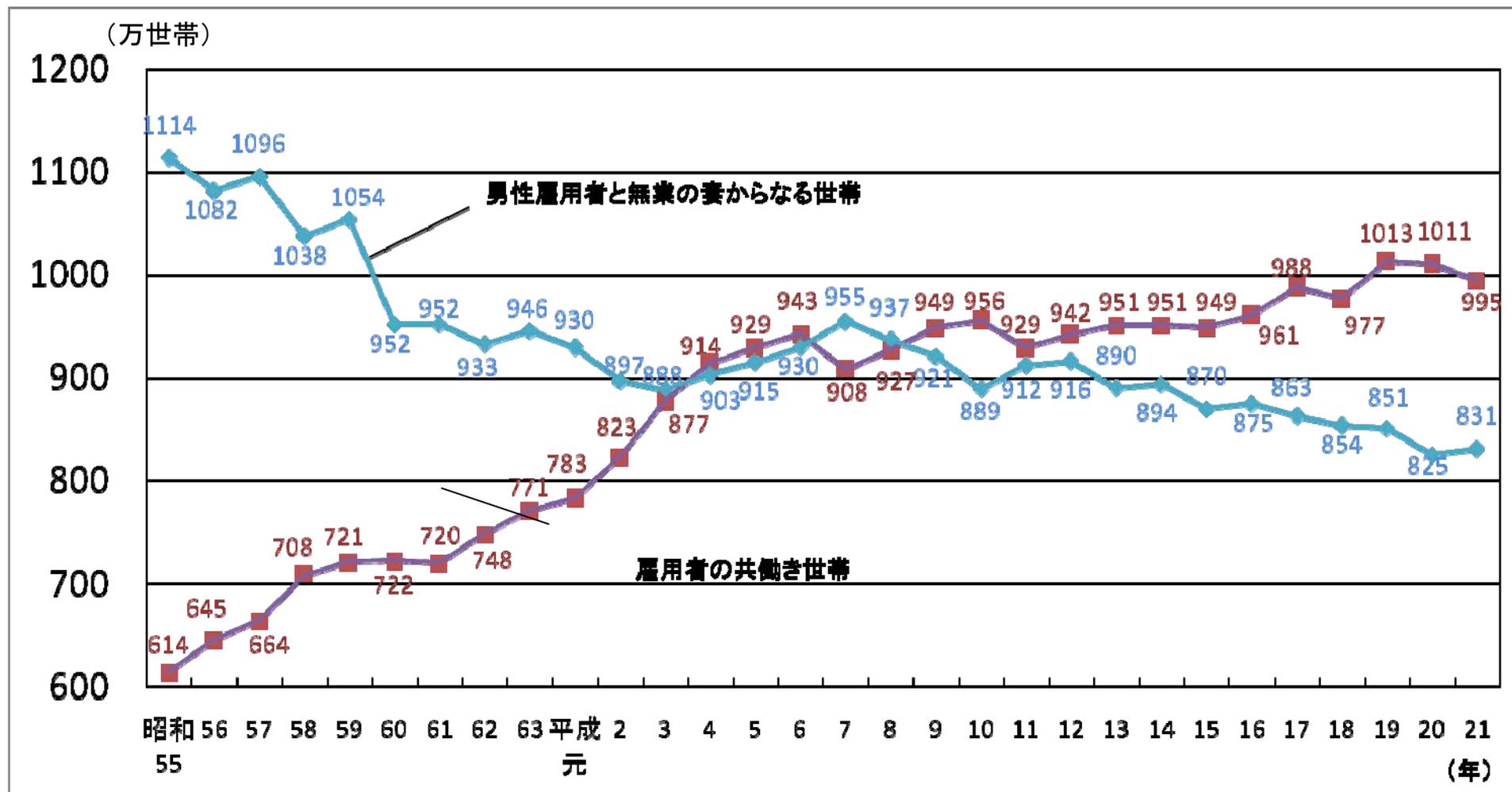
世帯主が65歳以上の世帯は、2005年の3割から2030年には4割へと上昇する。
 世帯主が65歳以上の世帯の中では、現在は、夫婦のみの世帯が多いが、将来は一人暮らしの単独世帯が最も多くなると見込まれている。

(万世帯)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
一般世帯	4,906 万世帯	5,028	5,060	5,044	4,983	4,880
世帯主が 65歳以上	1,355 万世帯	1,568	1,803	1,899	1,901	1,903
単独 (比率)	386万世帯 28.5%	466 29.7%	562 31.2%	631 33.2%	673 35.4%	717 37.7%
夫婦のみ (比率)	465万世帯 34.3%	534 34.0%	599 33.2%	614 32.3%	594 31.2%	568 29.9%
単身＋夫婦 のみ	62.8%	63.7%	64.4%	65.5%	66.6%	67.6%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

片働き世帯及び共働き世帯数の推移



備考1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、平成14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。

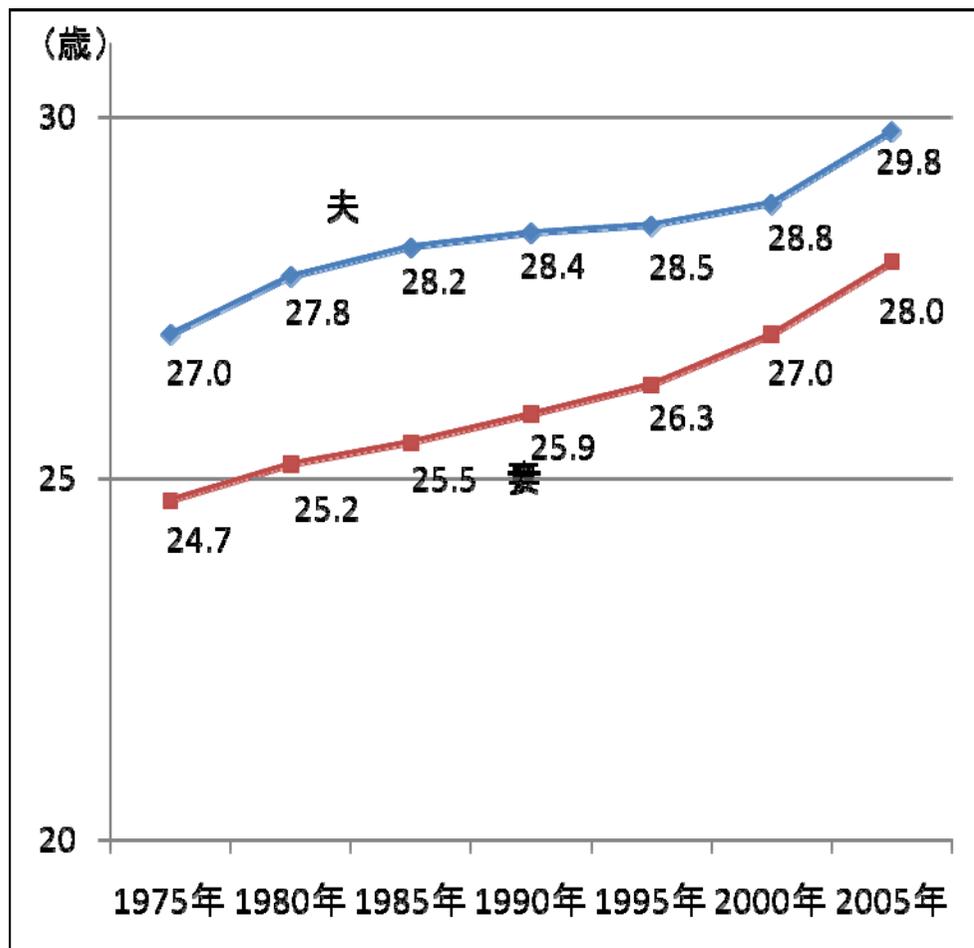
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

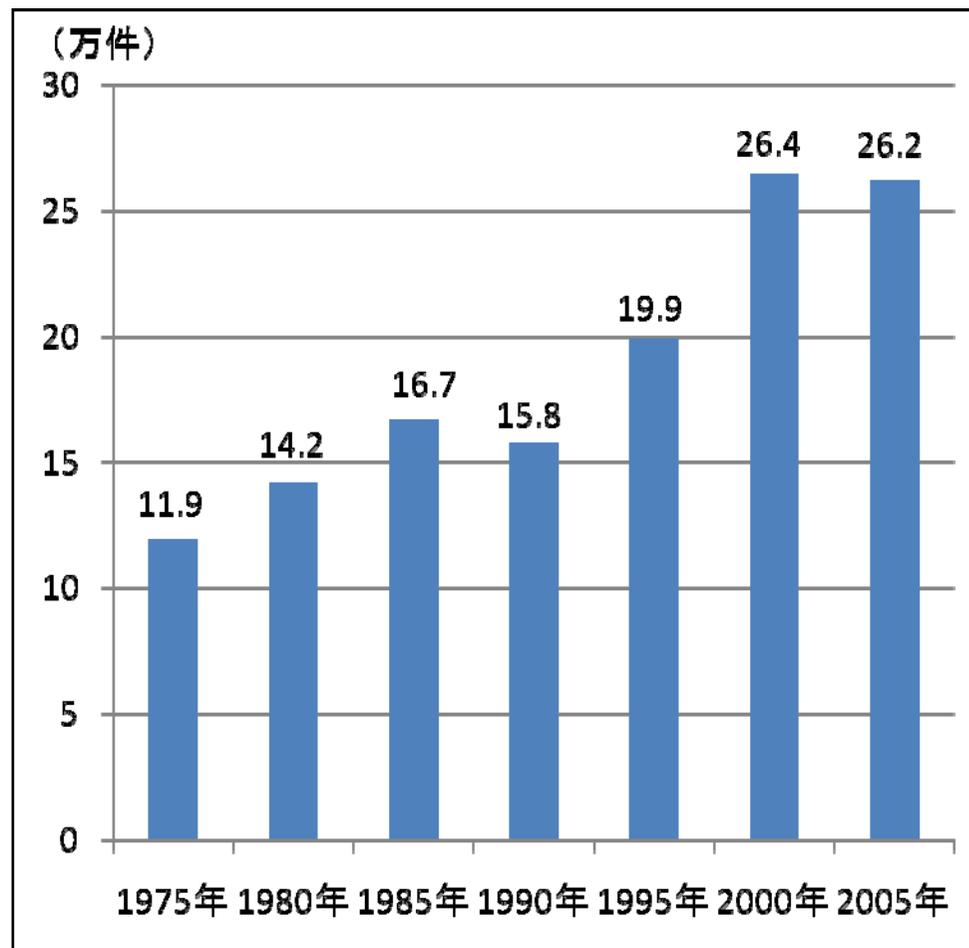
婚姻・離婚の状況

- 平均初婚年齢は夫、妻とも上昇しており晩婚化が進んでいる。
- 離婚件数は増加傾向にある。

○ 平均初婚年齢

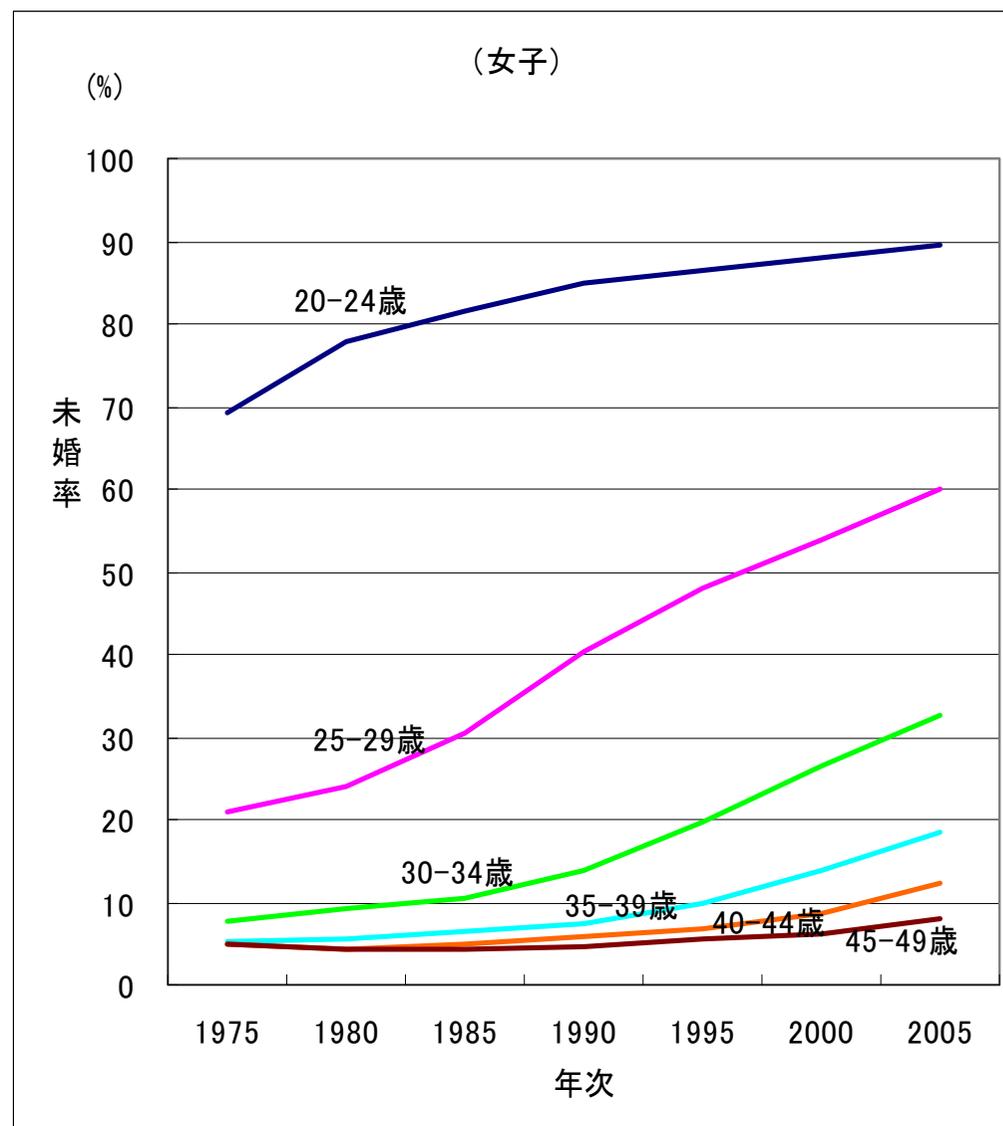
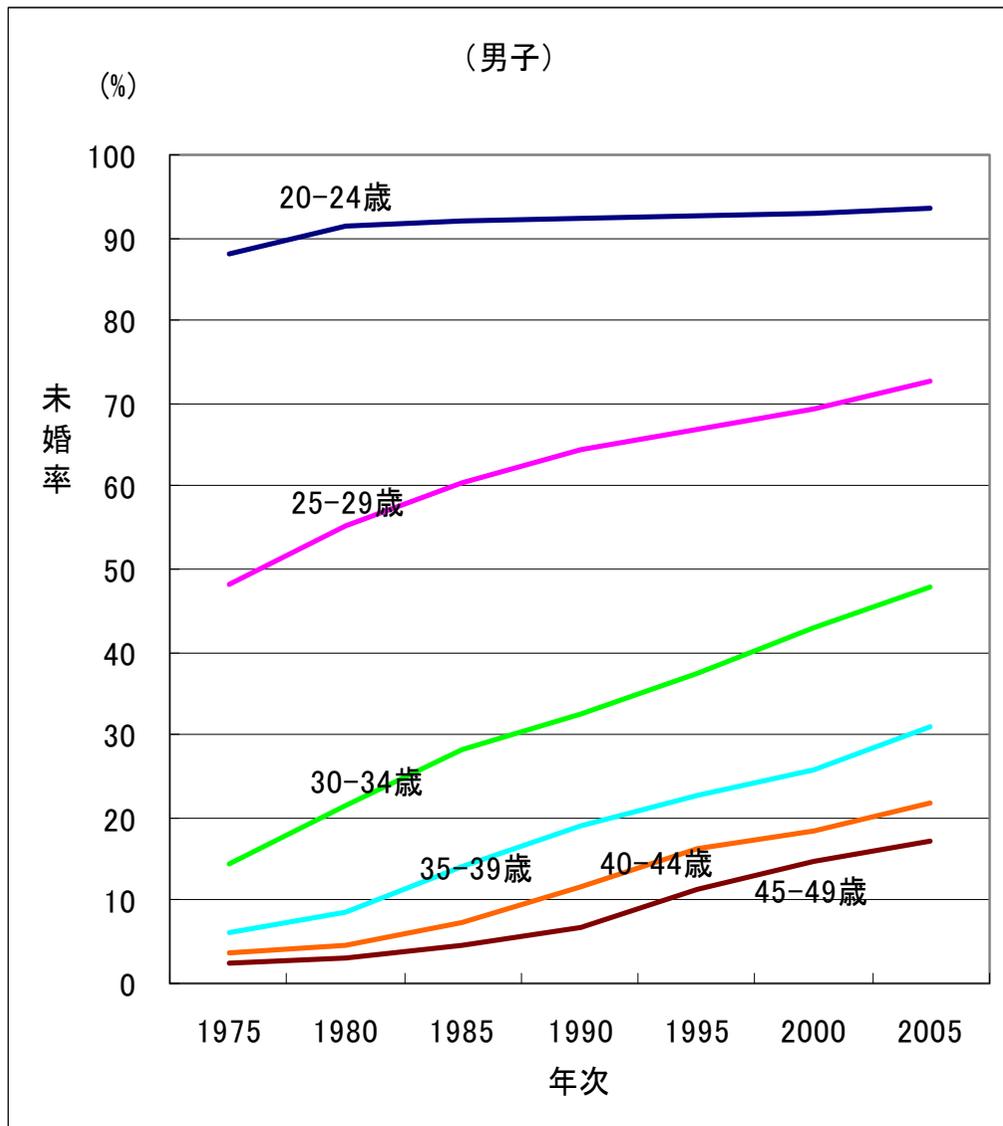


○ 離婚件数



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

年齢別・男女別未婚率の推移

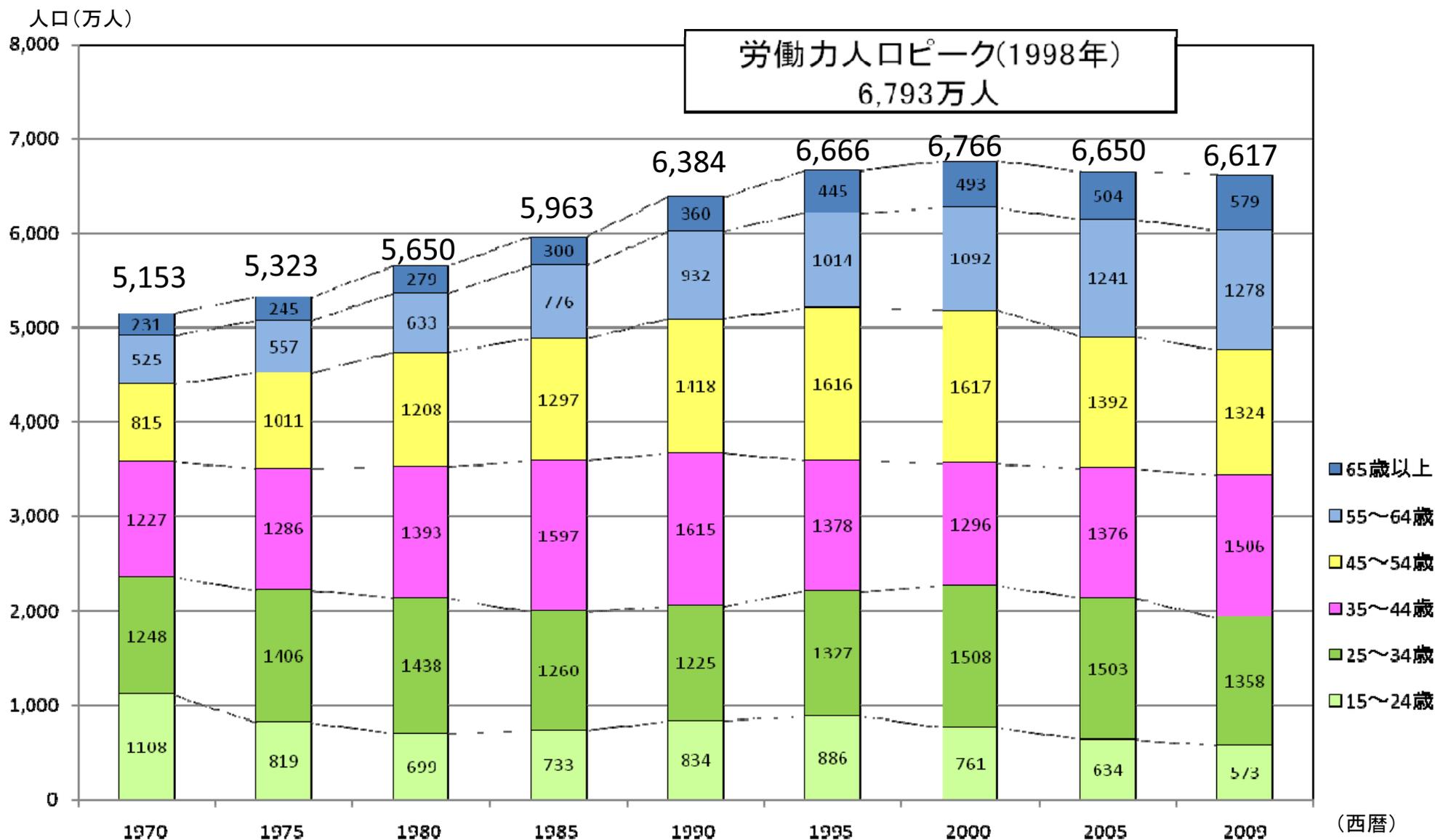


資料出所：総務省統計局「国勢調査」

雇用・労働

我が国の労働力人口の推移

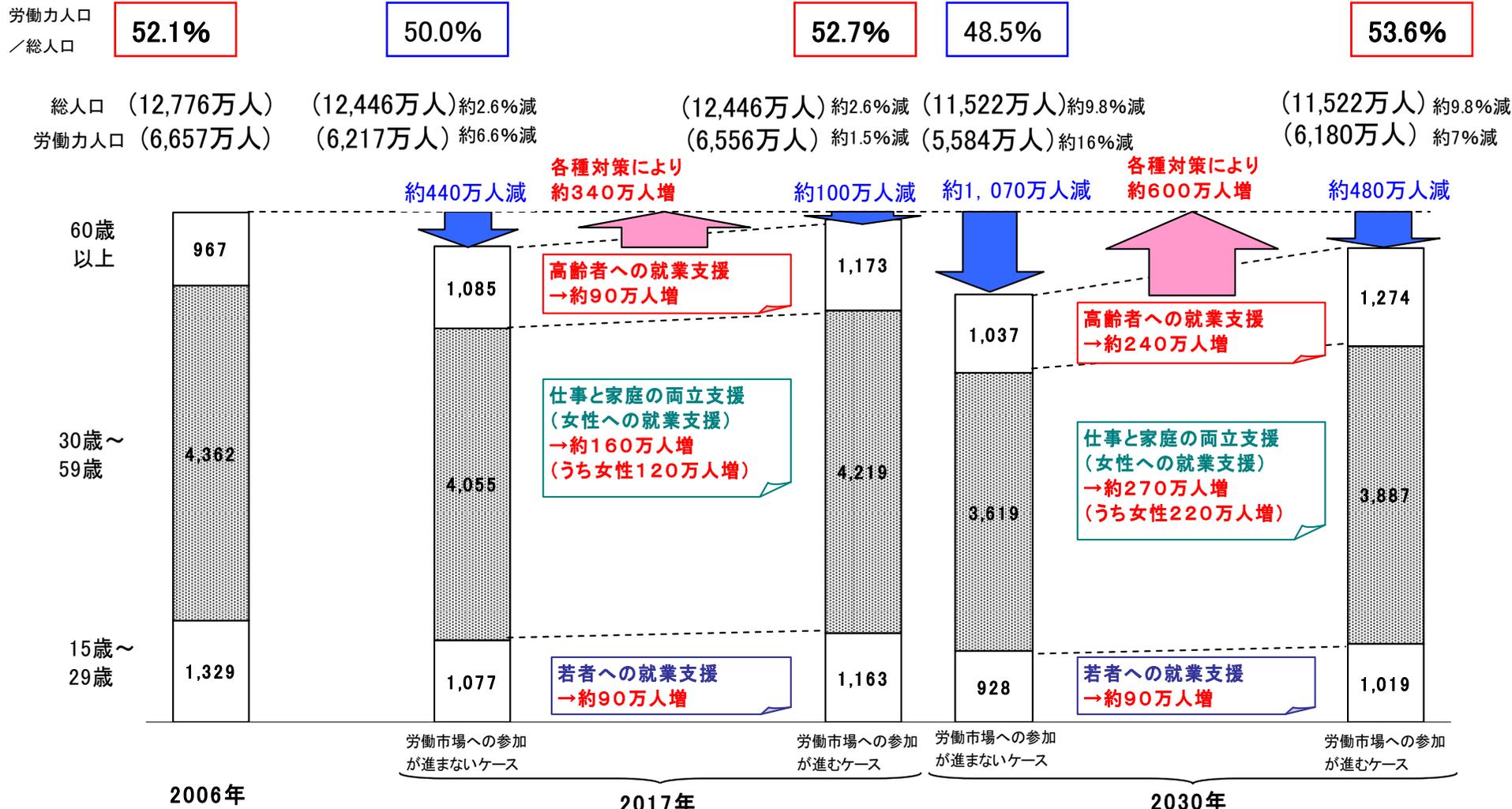
我が国の労働力人口は、1970年には5153万人だったのが増加を続け、1998年にはピークを迎えて6793万人となり、以後は減少傾向となっている。



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

労働力人口の見通し

○ 若者、女性、高齢者など全ての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境を整えることによって、総人口の減少率よりも労働力人口の減少率を一定程度抑えることが可能。



(資料出所) 総人口については、2006年は総務省統計局「人口推計」、2017年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月推計)による。

労働力人口については、2006年は総務省統計局「労働力調査」、2017年、2030年はJLPT「2007年度需給推計研究会」における推計結果。

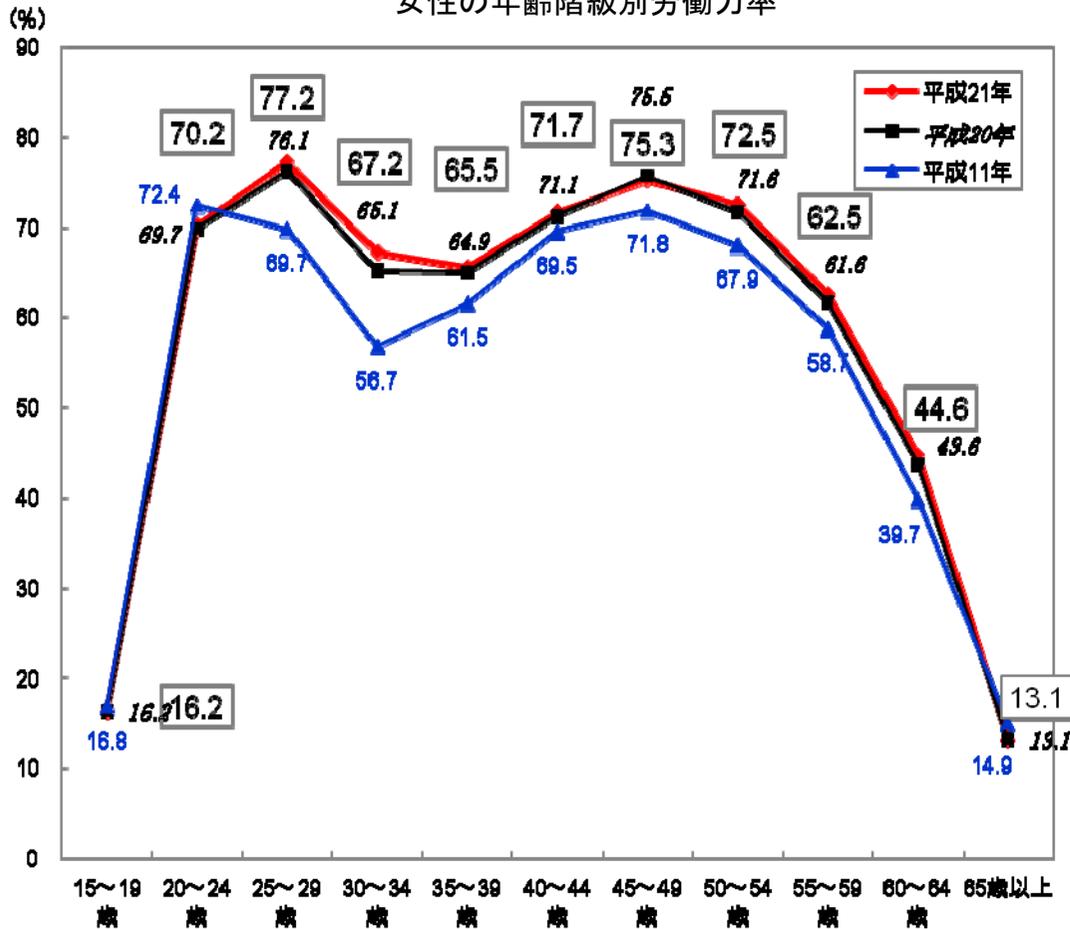
(注) 1 「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース

(注) 2 2017年、2030年における総人口及び労働力人口の推計横の割合については、2006年における総人口又は労働力人口と比較したもの。

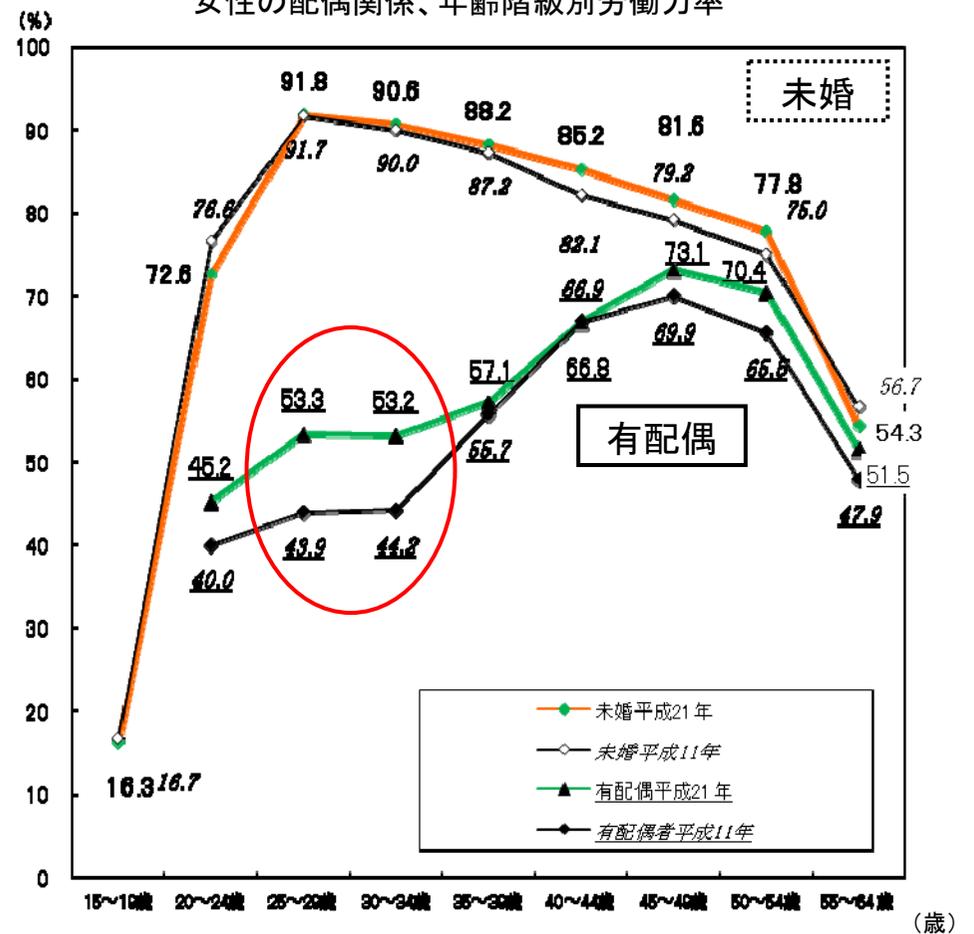
女性の労働力率の変化（全体と配偶関係別）

- 女性の年齢階級別の労働力率はM字型を描いている。
- 10年前と比べると多くの年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると未婚者に大きな変化はないが、有配偶者の「25～29歳」、「30～34歳」の上昇幅大

女性の年齢階級別労働力率



女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



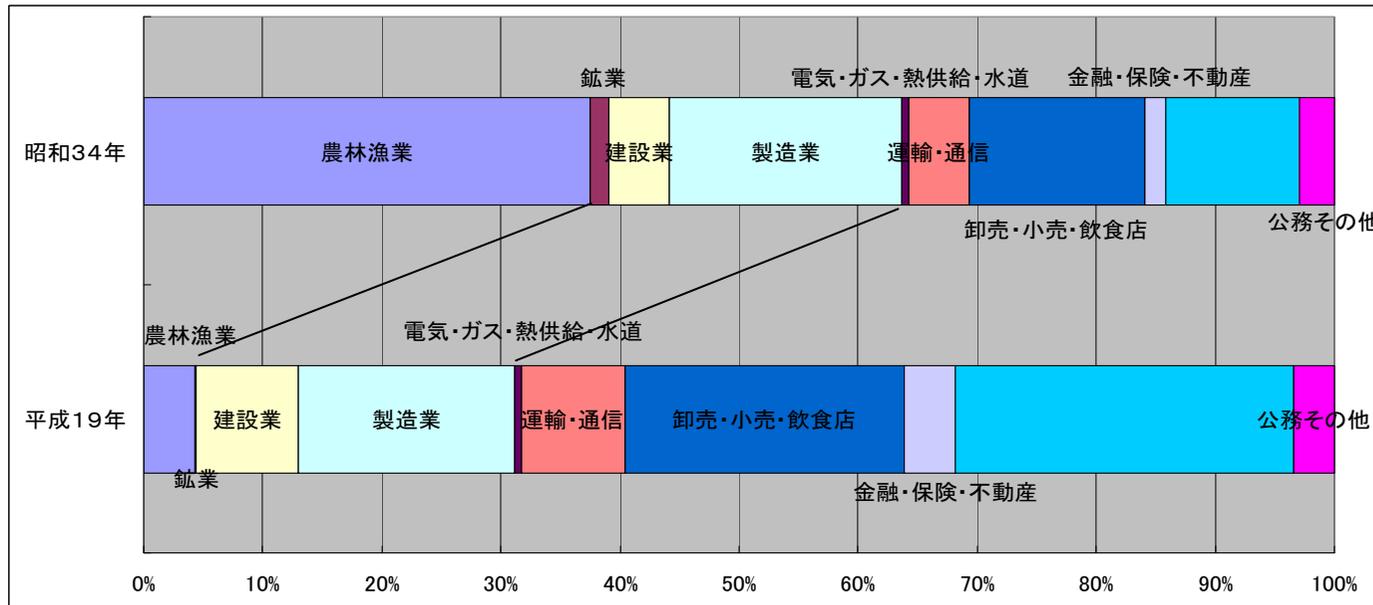
資料出所：総務省「労働力調査」

就業構造の変化

国民年金制度が発足した昭和30年代と現在を比べると、産業構造や就業構造は大きく変化している。

産業別有業者割合の変化

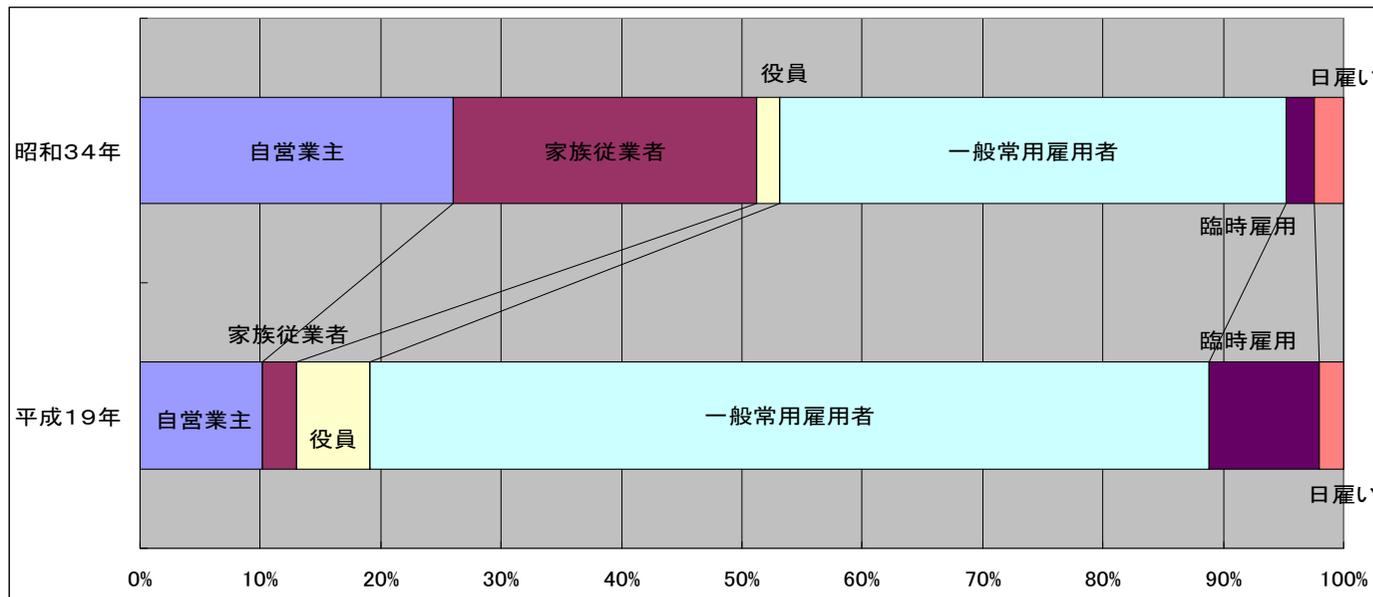
第1次産業は大きく減少し、第3次産業が全体の約7割を占めるに至っている



従業上の地位別有業者割合の変化

自営業者と家族従業者は大きく減少し、雇用者が増大している
臨時雇用も増大している

(注)臨時雇用: 1ヶ月以上1年以内の雇用契約で雇われている者



国民年金加入者（第1号被保険者）の就業状況

- 国民年金第1号被保険者のうち約4割(39.4%)が、常用雇用及び臨時・パートの者で占められている。
- 平成11年からの推移をみると、常用雇用及び臨時・パートの割合が上昇し、自営業者の割合が低下している。

(単位:%)

	平成11年調査	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
自営業主	22.6	17.8	17.7	15.9
家族従業者	11.3	10.1	10.5	10.3
常用雇用	9.8	10.6	12.1	13.3
臨時・パート	16.6	21.0	24.9	26.1
無職	34.9	34.7	31.2	30.6
不詳	4.8	5.7	3.6	3.8

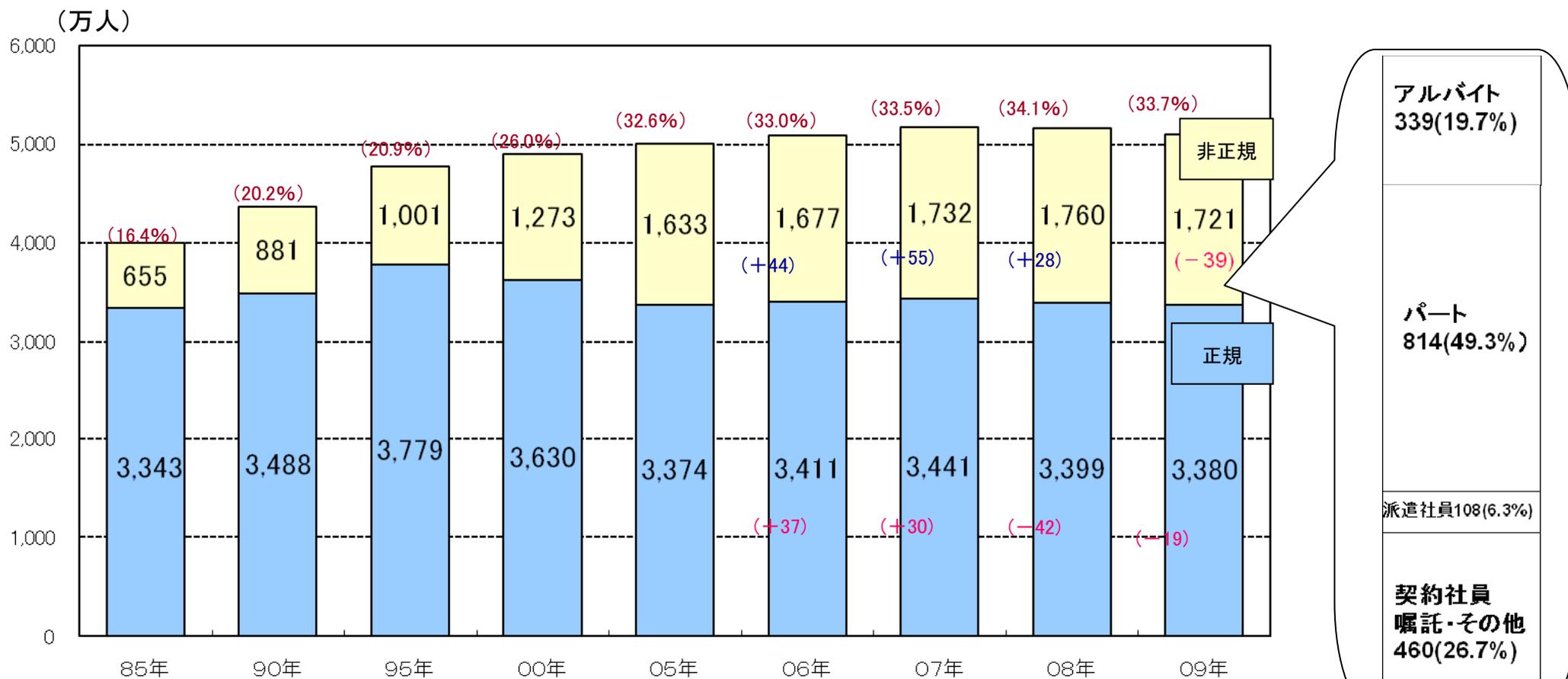
※【常用雇用】正社員の他に、雇用者であって1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者のことをいう。

【臨時・パート】自営業者・雇用者以外の就業者をいう。登録社員や派遣社員などのフルタイムでない雇用者や、家庭教師のアルバイト、内職などが該当

資料出所:厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」

正規雇用者とパート、派遣、契約社員等の推移

- 正規雇用者数は近年減少傾向。
- 非正規の職員・従業員は平成15年以降で初めて減少。
- 派遣労働者は前年に比べ32万人減少。

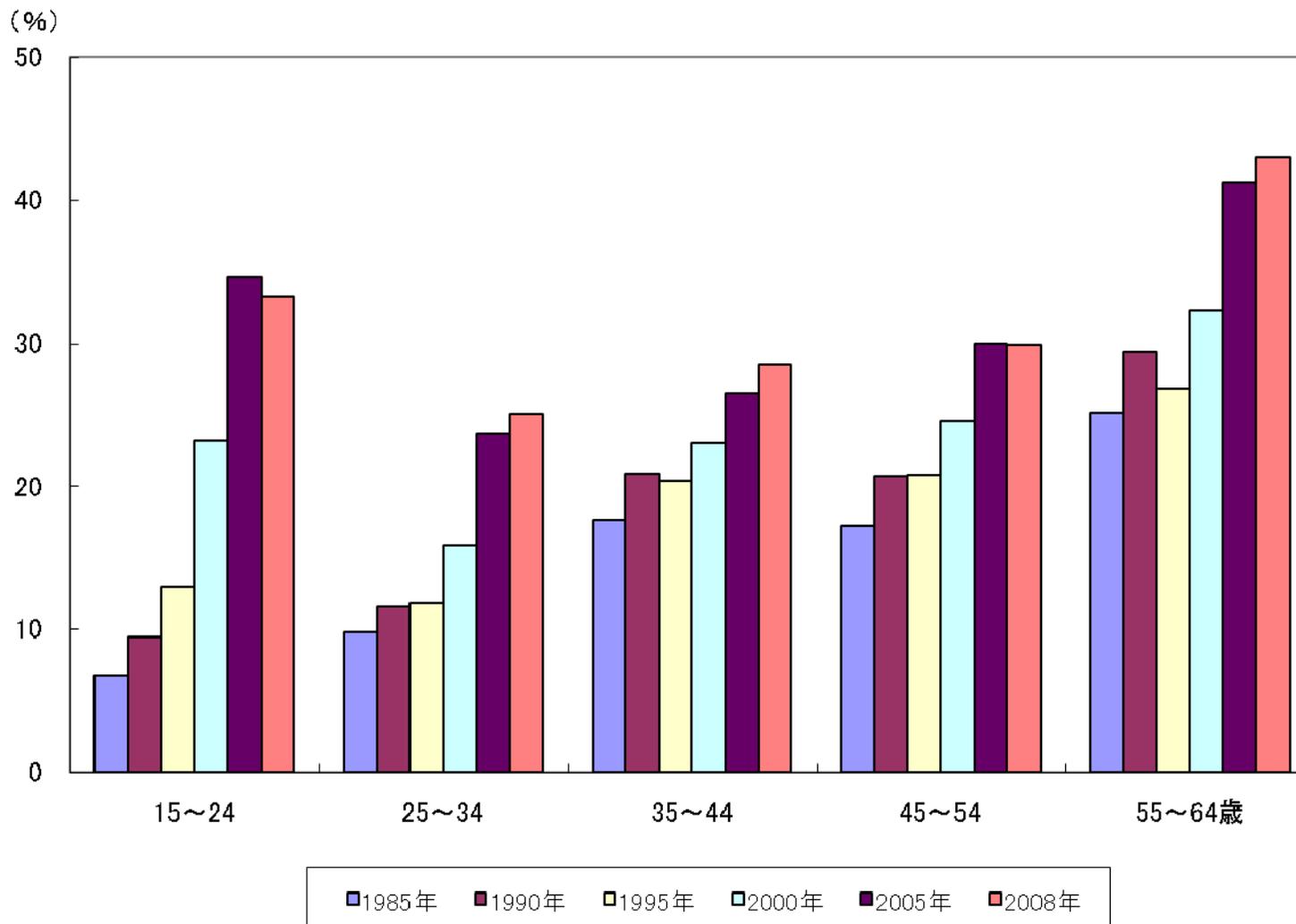


資料出所：2000年までは「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）

（注）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

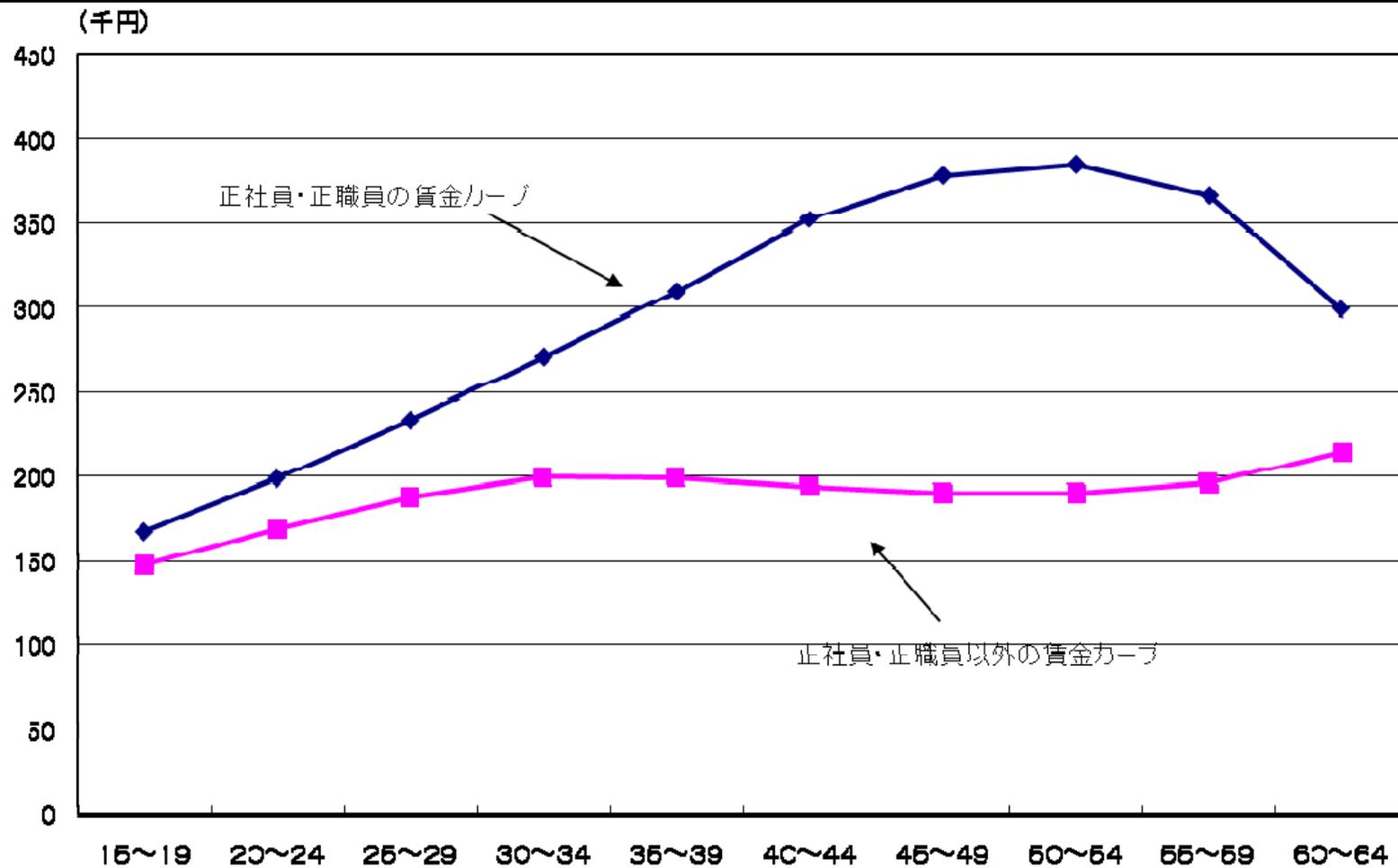
年齢別の正規職員・従業者以外の者の割合

- 正規の職員・従業者以外の者の割合は、すべての年齢層において上昇傾向。
- 特に15歳～24歳層において、1990年代半ばから2000年代初めにかけて大きく上昇。
(なお、2000年代半ば以降においては、若干の低下。)



就業形態別にみた一般労働者の賃金カーブ

○ 雇用形態別の賃金をみると、正社員・正職員が310.4千円、正社員・正職員以外が194.6千円となっている。



(歳)

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成21年)

(注) 1 賃金は所定内給与。

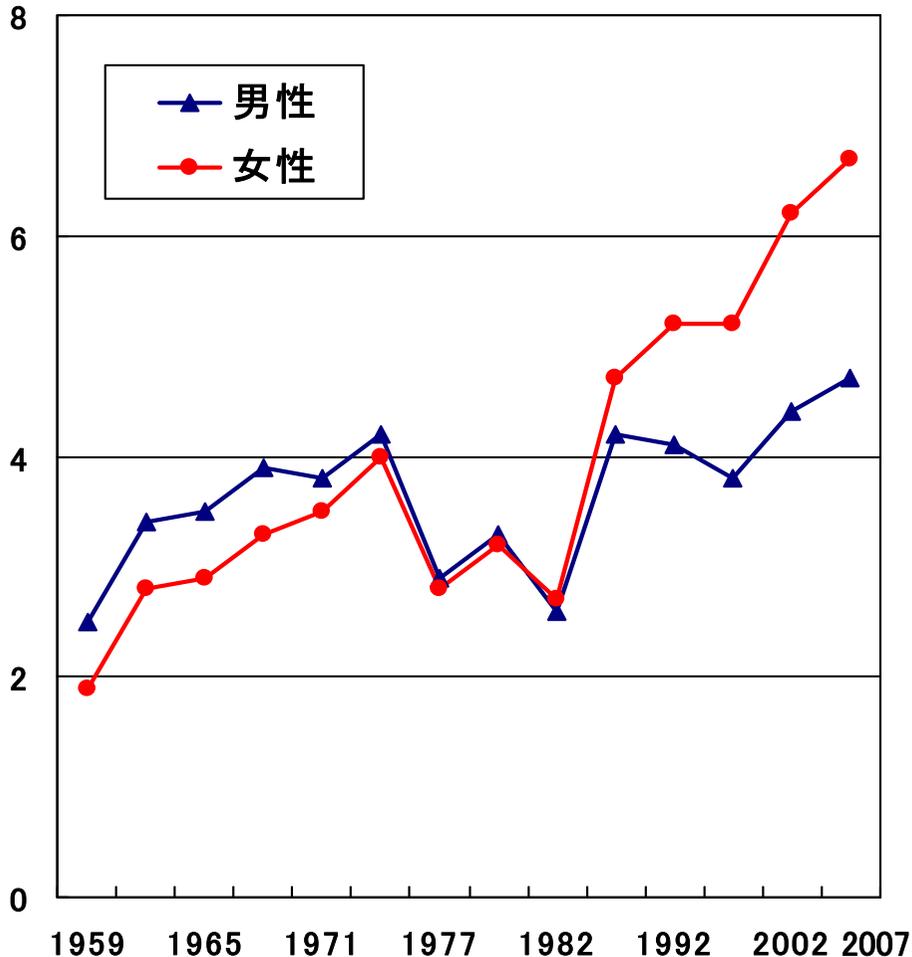
2 「正社員・正職員」とは、事業所において正社員・正職員としている労働者であり、「正社員」「正規社員」等、事業所での呼称を問わない。

3 「正社員・正職員以外」とは、事業所の常用労働者のうち「正社員・正職員」に該当しない労働者であり、「パート」「アルバイト」「嘱託」「準社員」等、事業所での呼称を問わない。

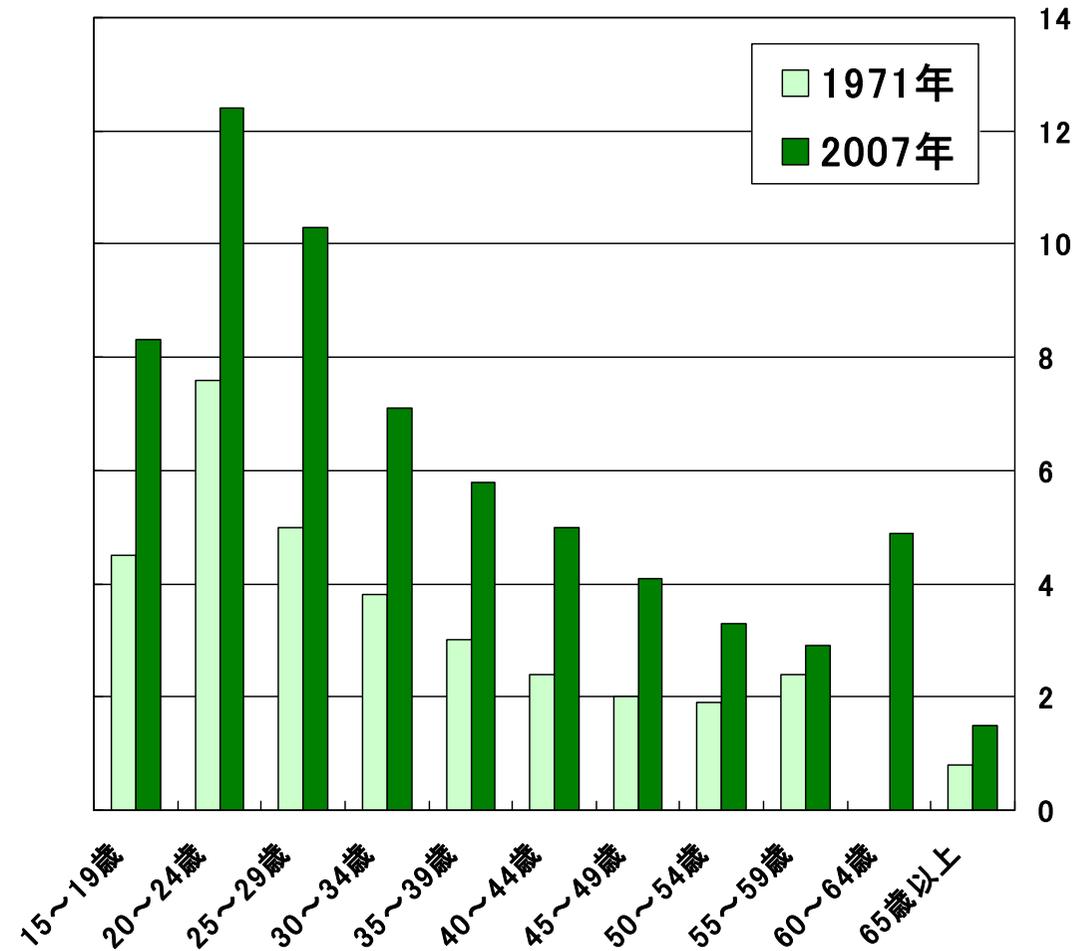
転職者比率の推移

過去1年以内に転職した者の比率は、80年代後半以降、特に女性を中心として、上昇傾向にある。現在と1970年頃を比較すると、すべての年齢層で転職者比率が上昇している。

男女別転職者比率の年次推移



年齢別(男女計)転職者比率



(注1)「転職者比率」とは、有業者に占める過去1年間の転職就業者の割合。

(注2)1971年の年齢別転職者比率は、60~64歳の分を55~59歳の分に算入している。

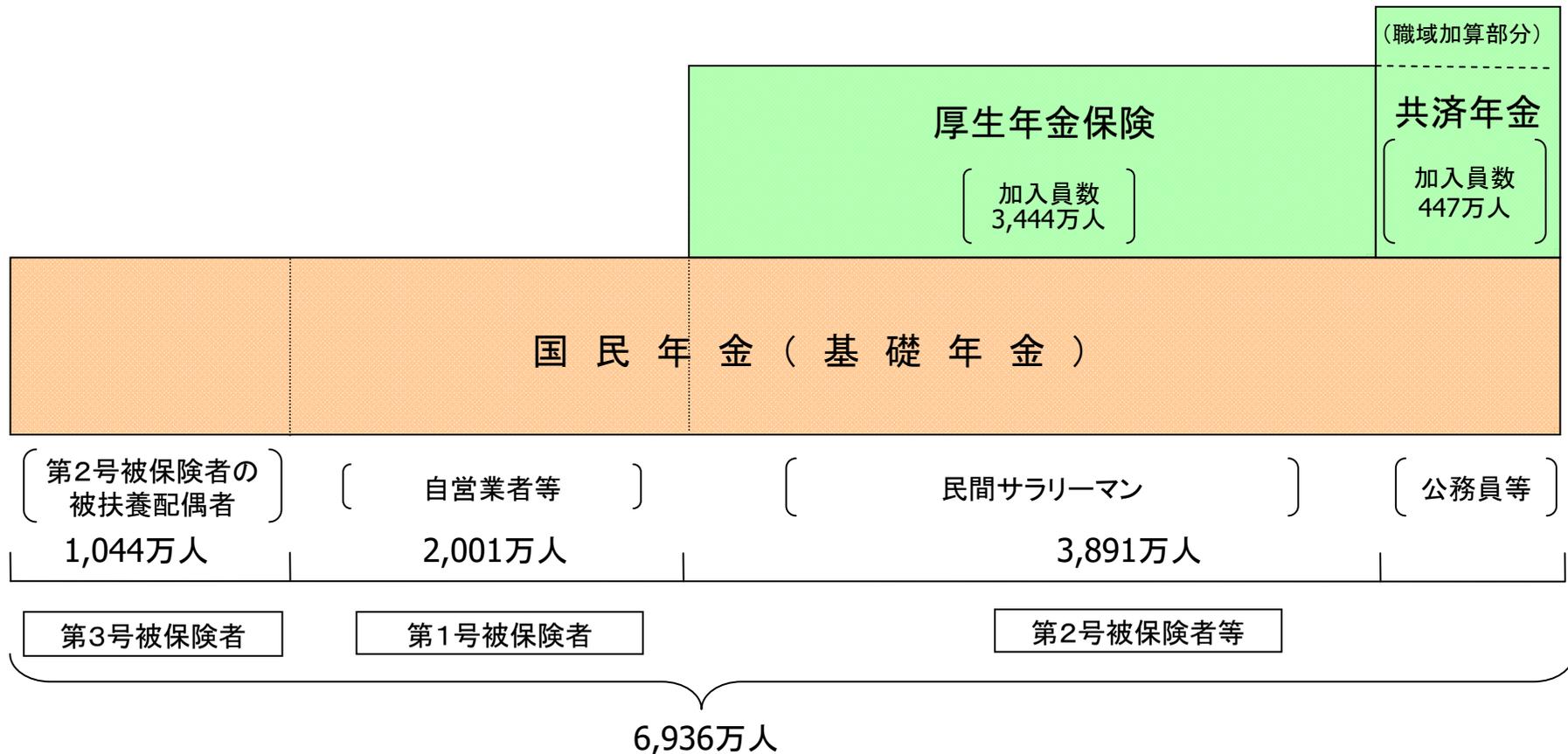
資料出所： 総務省「就業構造基本調査」

年金

現行年金制度の仕組み

- 公的年金制度は、若年世代が高齢世代を支える世代間扶養を行う仕組み。
- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成20年度末)

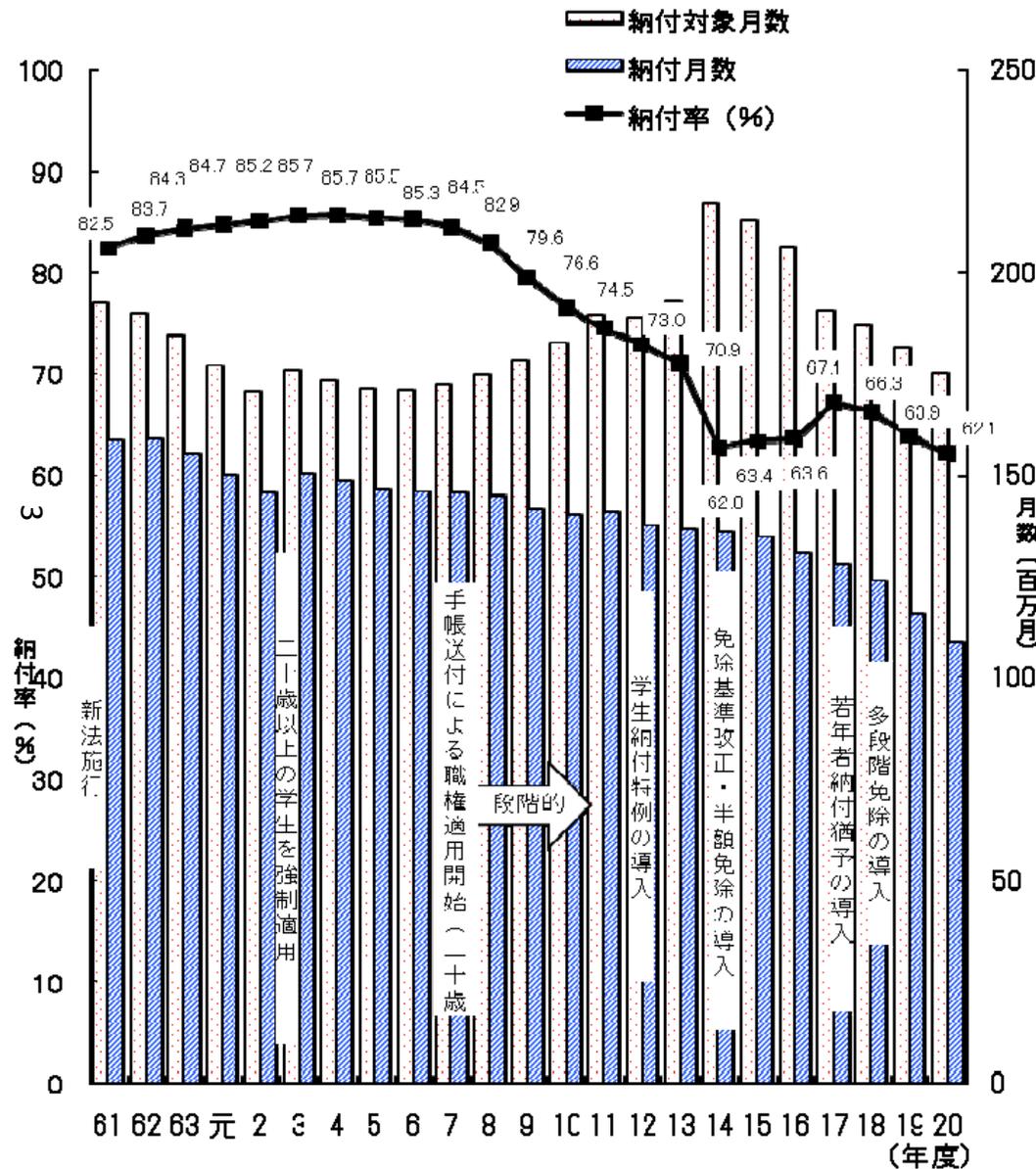


第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○ 20歳以上60歳未満の自営業者、 農業者、無業者等	○ 民間サラリーマン、公務員	○ 民間サラリーマン、公務員 に扶養される配偶者
○ 保険料は定額 ・平成22年4月現在 月15,100円 ・平成17年4月から毎年280円引き 上げ、平成29年度以降16,900円(平 成16年度価格)で固定 ※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の 動向に応じて変動。	○ 保険料は報酬額に比例 (厚生年金) ・平成21年9月現在 15.704% ・平成16年10月から毎年 0.354%引き上げ、平成29年度 以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担	○ 被保険者本人は負担を 要しない ○ 配偶者の加入している 被用者年金制度(厚生年 金又は共済年金)が負担

基本データ

- 被保険者数 (公的年金制度全体) 6,936万人(平成20年度末)
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,593万人(平成20年度末)
- 国民年金保険料 15,100円(平成22年度)
※ 保険料納付率:62.1%(平成20年度)
- 厚生年金保険料率 15.704%(平成21年9月～平成22年8月)
- 年金額 老齢基礎年金 月66,008円(平成22年度)
※ 平均額:月5.4万円
(基礎年金のみの受給者平均額は月4.85万円) (平成20年度)
- 老齢厚生年金 月232,592円(平成22年度、夫婦2人分の標準的な額)
※ 平均額:月16.7万円(単身、基礎年金を含む) (平成19年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 32.0兆円(平成21年度予算ベース)
- 国庫負担額(公的年金制度全体) 10.8兆円(平成21年度予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 49.7兆円(平成21年度予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 124兆円(平成20年度末、時価ベース)

国民年金保険料の納付状況



- ① 平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**
(対前年度比△1.9ポイント)
- ② 平成18年度の最終納付率は、**70.8%**
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

※ 現年度納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

無年金者数の推計

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者		(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	} 118万人	—
60歳～64歳	31万人		(65万人)
65歳以上	42万人		(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

○民主党政策集 INDEX 2009（抜粋）

年 金

・公平な新しい年金制度を創る

危機的な状況にある現行の年金制度を公平で分かりやすい制度に改め、年金に対する国民の信頼を確保するため、以下を骨格とする年金制度創設のための法律を2013年までに成立させます。

- ①すべての人が同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。
- ②すべての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。これにより納めた保険料は必ず返ってくる制度として、年金制度への信頼を確保する。
- ③消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、すべての人が7万円以上の年金を受け取れるようにすることで、誰もが最低限の年金を受給でき、安心して高齢期を迎えられる制度にする。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には「最低保障年金」を減額する。
- ④消費税5% 税込相当分を全額「最低保障年金」の財源として投入し、年金財政を安定させる。

○民主党の政権政策 Manifesto 2009（抜粋）

マニフェスト政策各論

3 年金・医療

18. 一元化で公平な年金制度へ

【政策目的】

- 公的年金制度に対する国民の信頼を回復する。
- 雇用の流動化など時代にあった年金制度、透明で分かりやすい年金制度をつくる。
- 月額7万円以上の年金を受給できる年金制度をつくり、高齢期の生活の安定、現役時代の安心感を高める。

【具体策】

- 以下を骨格とする年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる。

＜年金制度の骨格＞

- 全ての人と同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。
- 全ての人「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。
- 消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、全ての人7万円以上の年金を受け取れるようにする。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には、「最低保障年金」を減額する。

○三党連立政権合意書（抜粋）

連立政権樹立に当たっての政策合意

（2009年9月9日 民主党・社会民主党・国民新党）

5. 年金・医療・介護など社会保障制度の充実

- 「消えた年金」「消された年金」問題の解決に集中的に取り組みつつ、国民が信頼できる、一元的で公平な年金制度を確立する。「所得比例年金」「最低保障年金」を組み合わせることで、低年金、無年金問題を解決し、転職にも対応できる制度とする。

○民主党の政権政策 Manifesto 2010（抜粋）

5 年金・医療・介護・障がい者福祉

- 年金制度の一元化、月額7万円の最低保障年金を実現するためにも、税制の抜本改革を実施します。